

## ポテイエ師頌

ギヨーム＝フランソワ・トルローヌ

吉原達也 訳

### 解題

1. 本稿は、ギヨーム＝フランソワ・トルローヌ [Guillaume-François Le Trosne, 1728-80] の著書「ポテイエ師頌」Eloge historique de M.Pothier, par M Le Trosne, in: Robert-Joseph Pothier, *Traité sur différentes matières du droit civil, appliquées à l'usage du barreau et de jurisprudence française*, 1773, p.xxi-lxii を訳出したものである。訳出に当たっては、William David Evans, *Eloge of Pothier*, in: Robert-Joseph Pothier, *A Treatise on the Law of Obligations or Contracts*, vol.1,1806/ 3<sup>rd</sup> American edition, Philadelphia 1853, p.17-45 を参照した。なお、ポテイエ

『新編学説彙纂』について若干の検討をなす機会を得たが、それと並行してポティエの事績に関する検討を行ってきた。その中でル・トロヌの「頌」はポティエの評伝としても重要な記述が多く、資料的価値も高いと考えられることもあり、とくに訳出を試みた次第である。

2. ロベール・ジョゼフ・ポティエ [Robert-Joseph Pothier, 1699-1771] は、一八世紀フランスを代表する法学者であり、フランス民法典の成立に至る法学史において大きな足跡を残した人物である。<sup>1</sup>ポティエは、一六九九年一月一九日、オルレアンに生まれ、その家系は、代々、行政官又は司法官をつとめる地方上層ブルジョワジーに属する。父ロベール・ポティエは、オルレアン上座裁判所評定官であった。一七一五年、オルレアン大学に学籍登録。学業を修めるとともに、当時よく読まれていたオランダの法学者フィニウス [Vinus] の注釈書を手がかりに、『学説彙纂』研究への関心を深めた。一七一七年八月五日に法学得業士、一七一八年八月二二日に法学士の学位を取得、同月二九日にフランス固有法に関する公開試験に合格し、法曹資格を取得した。一七二〇年五月三一日、オルレアン上座裁判所評定官に任命される。この頃、オルレアン上座裁判所の同僚で、オルレアン大学フランス法講座教授プレヴォ・ド・ラ・ジャンヌス [Michel Prévôt de la Jannes, 1695-1749] の自宅で毎水曜日に開かれていた討論会に参加し、法学徒や若い法律家の啓発に努めた。この討論会はジャンヌスの死後、ポティエに引き継がれ、氏の自宅で一四年以上にわたり、継続されることになる。評定官就任以後も、バルトルス、キュジャス、デムランの諸著作を丹念に読み込みつつ、『学説彙纂』研究を進め、その再編成を試みていた。一七三五年、ポティエの研究は、草稿を読んだプレヴォ・ド・ラ・ジャンヌスを通じて、時の大法官アンリ・フランソワ・ダゲッソー [Henri François Daguesseau, 1668-1751] の知るところとなった。大法官は、ポティエの研究の意義を高く評価し、その後激励しつつ、ときには

専門的な助言を与えた。この間の両者の交流の一端は、『頌』の注として部分的に引用されている、大法官のポティエ宛て書簡にうかがえるところであり、『新編学説彙纂』誕生に至る経緯を知る上で、貴重な資料となっている。この研究は、一二年間、準備期間を含めると二五年の長期に及んだ。一七四〇年、プレヴォ・ド・ラ・ジャネスとともに『オルレアン慣習法』を公刊<sup>2</sup>。一七四七年、オルレアン市参審人職に任命される。一七四八年、『新編ユステイニアヌス学説彙纂』第一巻が公刊後、一七五三年に全三巻が完結する<sup>3</sup>。一七五〇年一月二〇日、国王ルイ一五世の名前で、前年のプレヴォ・ド・ラ・ジャネスの死に伴って空席となっていた、オルレアン大学フランス法講座教授に任命される。この職にあつて、師が教師として研究者として努力の人であったことは、『頌』の中に詳しく記されている。一七六〇年、『オルレアン慣習法』の改訂版の公刊<sup>4</sup>。一七六一年、『債務法概論』<sup>5</sup>を公刊。以後、最晩年に至るまでほぼ毎年フランス法における個別の法問題に関する一連の概論が公刊される<sup>6</sup>。一七七二年三月二日、オルレアン市の自宅で死去、享年七三であった。

3. ギヨーム・フランソワ・ル・トロローヌは、フランソワ・ケネー [François Quesnay, 1694-1774] 及びミラボー侯爵 [Marquis de Mirabeau, Victor de Riqueti, 1715-89] に始まる重農主義学派の主要な論客の一人として知られる人物でもある<sup>7</sup>。ル・トロローヌは、一七二八年一〇月三日、オルレアンに生まれる。父ギヨームは、オルレアン上座裁判所評定官などを勤めた法律家であった。一七四八年、ル・トロローヌは、父の跡を継ぐべく、故郷オルレアンにおいて法学を学んだ。ル・トロローヌとポティエとの長きにわたる交流の一端は「頌」の中にかいま見られる。大学一年時、ポティエと旅行を友にしたことを思い出として語っている。「私は当時法学部の一年生であり、この旅行は私にとって勉強の妨げとなることはなかった。私は法学提要を持参したが、道中ポティエ氏が対話を通じて教えてくれたこと

は、私にとってまたとない手引きであった。」と。一七五三年に、オルレアン上座裁判所付国王弁護士に任官。その後、一七六五—一七六八年にかけて、重農主義者ケネー理論の立場に立ち、その学派の論客として、機関誌『エフェメリッド・デュ・シトワイヤン』[*Ephémérides du citoyen*]をはじめとする諸雑誌に経済に関する論稿を寄稿した。一七六九年以来、カーン・文学アカデミーのメンバー、一七七七年には、代表作『社会秩序』が公刊される<sup>(8)</sup>。同書第一〇講「戦争論及び商業禁止論」の結語の一部には、一七七四年に亡くなったケネーに対する追悼の辞が記されている<sup>(9)</sup>。一七七四年、国王弁護士職を離れ、オルレアン上座裁判所名誉評定官となる。一七七九年、『地方行政及び租税改革論』<sup>(10)</sup> 公刊。一七八〇年五月二六日、パリにおいて没した。享年五二。

4. 紙数の関係で訳注は割愛し、本文中の人名については、必要の限りで「姓・名の原綴、生没年」を記して、個人を特定できるように配慮したが、すべてを尽くすことはできなかった。ご寛恕を請いたい。

(1) 大川四郎「ロベール・ジョゼフ・ポティエ」勝田有恒・山内進編『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』ミネルヴァ書房・二〇〇八年、一三五—二四六頁を参照。また関連文献について、同二四五—二四六頁を参照。André-Jean Arnaud, *Les origines doctorinales du code civil français, préface de Michel Villey Bibliothèque de philosophie du droit, v.9*, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1969. 野田良之「紹介」アンドレ・ジャン・アルノー『フランス民法典の学説的起源』一九六九年『日仏法学』第七号・一九七三年、三二—六二頁所収。関口晃「フランス近世私法に関する一考察」『法制史研究第14号別冊—法典編纂史の基本的諸問題』法制史学会編・創文社・一九六三年、八五—一四六頁。関口晃「フランス近世私法学(2)ポティエ」『西洋法制史料選Ⅲ(近世・近代)』創文社・一九七九年、一三〇—一四六頁。ポティエ追悼として、Leconte de Bièvre, *Eloge de M. Pothier*, Paris, 1772. 評伝として、aine Dupin, *Dissertation sur la vie et les ouvrages de*

Pothier, Béchet Ainé, Libraire, 1825, 150p.; Auguste-Frédéric-Mathilde Frémont, Recherches historiques et biographiques sur Pothier: Publ. à l'occasion de l'érection de sa statue, Gatineau, Mame, 1859, 378p. ポティエ及びタゲマンのその後の私法学への影響関係について Léopold Thézard, De l'influence des travaux de Pothier et du chancelier d'Agnesseau sur le droit civil moderne, A. Durand, 1866, 105p.; Revue historique de droit français et étranger, vol.12, 1886, pp.5-56 & 229-281.

(2) *Coutume d'Orléans avec des notes*, Orléans, 1740, 2 tom., en collaboration avec Prévôt de la Jannès et Pothier.

(3) *Pandectæ Justinianæ, in novum ordinem digestæ* : cum legibus Codicis et Novellis, quæ jus Pandectarum confirmant, explicant aut abrogant : præfixus est index titulorum & divisionum omnium, quo totius operis specimen quoddam & quasi materiæ appendix exhibetur: subjecta quoque tabula, quæ nominatim leges omnes cum suis paragræphis et versiculis ordinè Digestorum restituntur, Paris: Apud Saugrain patrem, 1748-1752. Pothier, R.J., *Neuveille Pandectes de Justinien, mises dans un nouvel ordre*, avec les lois du code et les nouvelles qui confirment, expliquent ou abrogent le droit des pandectes, traduites par M. de Bréard, 24 tomes, Paris Dondey-Dupré, 1823. ポティエ「新編学説彙纂」の編成論理に関して、西村隆蒼志『不法行為責任概念の形成—法人文主義と法学の近代』成文堂・二〇一三年、二二二頁以下を参照。菊池肇哉「ポティエ『法準則論』中の「一般的法準則」における方法論分析：ポティエ「新序列」とドマ「自然的序列」の相克と統合」『日本法学』第八一卷一号（二〇一五年）一—三五頁。吉原達也「『学説彙纂』第五〇巻第一七章第一法文について——ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』レグラエ論序章——」『日本法学』第八〇巻第二号（二〇一四年）、七七—一〇五頁。「ポティエ『新編学説彙纂』第五〇巻第一七章第二部第一章について」『日本法学』八二巻一号（二〇一六年）、一—四四頁。「ポティエ『新編ユスティニアヌス帝学説彙纂』第五〇巻一七章における帰国権について」『日本法学』第八二巻二号（二〇一六年）、六三九—六六四頁。吉原達也訳「ポティエ『新編学説彙纂』第五〇巻第一七章第一部抄」『日本法学』第八一卷三号（二〇一五年）、九七—一二六頁。

(4) *Coutumes des duché, bailliage et prévôté d'Orléans, et ressorts d'icieux* : avec une introduction générale auxdites coutumes, & des introductions particulières à la tête de chaque titre, dans lesquelles les principes des matières contenues

dans le titre, sont exposés & développés : le texte est accompagné de notes, Chez Jean Rouzeau-Montaut, 1760, t. 1& 2, t. 3. 同書の書誌については Pierre Larousse, *Grand dictionnaire universel du XIXe siècle*, Larousse, 1869, p. 415を参照。

- (5) *Traité des obligations*, Orléans, 1761, puis 1764.
- (6) 一連の概論については『頌』注10所収のリストを参照されたい。
- (7) 大川四郎「一八世紀オルレアン法曹界における法学的諸潮流の交錯：オルレアン上座裁判所付検事ギヨーム・フランソワ・ルトローヌ(一七二八—一七八〇)の三論稿の分析をもとにして」『名古屋大学法政論集』一八六号・二〇〇一年・一四七—一四九頁。同「十八世紀オルレアンの法曹界——ギヨーム・フランソワ・ルトローヌ(一七二八—一七八〇)周辺の法文化について——」『法制史研究』四八・一九九九年、一八〇—一八五頁。ルトローヌに関する評伝として Eugène Daire, *Notice sur la vie et les travaux de Le Trosne in: Physiocrates: Quesnay, Dupont de Nemours, Mercier de la Rivière, l'abbé Baudouin, Le Trosne*, libr. de Guillaumin, 1846, p. 879-884を参照した。金山直樹「ポティエの法律学」『姫路法学』第二号(一九八九年)・一一七—一四三頁。大川四郎「ロベール・ジョゼフ・ポティエの邪利息についての一試論(1)〜(4・完)」『名古屋大学法政論集』一一四・一一六・一一七・一二〇号(一九八七—八八年)を参照。
- (8) Le Trosne, *De l'ordre social : ouvrage suivi d'un traité élémentaire sur la valeur, l'argent, la circulation, l'industrie & le commerce intérieur & extérieur*, Originally published: Paris: Debure, 1777 ; reprinted ed., München Kraus Reprint, 1980, xxxi, 728 p.
- (9) *Op. cit.*, p. 447sqg.
- (10) *De l'administration provinciale, et de la réforme de l'impôt*, Basle, 1779, v-x, 661p.

## ポティエ師頌

オルレアン上座裁判所付国王弁護士 ル・トロースによる

それぞれの分野で名前を挙げるだけでその人なら間違いないと思わせてくれるきわめて著名な人々がいる。法律学において、古くはシャルル・デュムラン氏 [Charles Dumoulin, 1500-66] がそのような人物であったし、現代においてはポティエ師がまさにそれにあたる。師の同時代人たちは、師を過去数世紀来登場した最も偉大な法律家と看做した。師の見解は、生前からすでに、裁判所において權威があつた。そして、後生はこの判断を確認し確固たるものとなすだけであろう。

もしわれわれが師のことを、洞察力ある法学者としてその学識を賞賛するだけであれば、第一部において多く取り上げられることになる、師の著作を参照するだけで十分であろう。この優れた人物はわれわれにキリスト教哲学者、学者、司法官、市民の最も完全な模範を提供した。彼の高邁な精神を通じて、われわれは単なる才能豊かな法律家だけでなく、何ものにも代え難い尊敬に値する人物にめぐり合うことができたのである。師の資質は、それらに思いを至すすべての人々の記憶の中に、感謝と感嘆の念をもって刻み込まれた。彼らは永遠にそのことの記憶を持ち続けよう。しかし、この法律家であることしか知らない者たちのためにわれわれがなすべきことは何もないのであろうか。後生の人びとのためになすべきことは何もないのであろうか。偉大な人びとという手本は、彼らと同時代を生きた者でなければ伝えることはできないのである。これこそ、同時代に生きた者たちが後生の人々に負っている義務である。われわれは、有名な人々の足跡をわれわれの眼に彷彿とさせるべく心をこめて描きたい。私は幸運にもポティエ氏

の肖像を所蔵する。私はこの恩恵を得るために払った労苦と、私に対する友情が師の謙虚さに加えた暴力を今となつては非常な満足感をもつて思い起こし続けよう。

さて、大急ぎで増刷りされたビュラン版画の、冷たく生命の通わない似姿しかわれわれに残されてないのであるか。貧弱で空しい慰めは、真の悲しみをもたらすだけで、これを静めてはくれないのである。われわれは、きわまりなく貴重な宝庫、この傑出した人物の性格をなすさまざまな徳性を思い起こすことはできないだろうか。われわれが残すべき最も重要なものは単なる姿形ではない。しかし、かくも立派で謙虚であると同時に崇高な人物、卓越し人の通常の状態を超越したと思われる人物の特徴をしかるべく描くことを誰が期待できるであろうか。一方で師の徳性を誇張したと糾弾され、同時に、師をよく知る人々からまるで粗削りだという糾弾をいかに避けることができようか。かくもその世紀、祖国そして人類に大きな名誉をもたらした人物の記憶に正しく賞賛の義務を払いつつ、この二つの障害の間を進んで行こう。真実の姿を慎みある文体で語ることにしよう。師への頌辞が簡潔であればあるほど、それだけいつそう師にとってふさわしいものとなるろう。

## 第一部

ポティエ師は、一六九九年一月九日にオルレアンで名望ある家系に生まれた。師の父は上座裁判所評定官であった。師は持つて生まれた虚弱の体質を節度と節制によって鍛えるところに、たゆまぬ勤勉と専心によってその能力を高めた。精神についても、事情は肉体と同様である。師にふさわしい鍛錬なくしては、その才能を使えず、麻痺して働かないままであった。教師の主たる効用は、勤勉により軽率さをいましめ、妄想を抑え、判断力を養い、省察し吟味し

議論することを習慣づけさせることで、精神の糧を与えることにある。しかし、若者たちの中にそうした能力を見つけるより、教師の中にこのような才能を見出すことはむしろ稀である。それゆえ、かかる教育を受けられず、一体どのくらいの生徒がその後の真摯な勉強をなしえなかったであろうか。

こうした援助はポティエ師にはまったくなかった。師は五歳で父を亡くし、自らの訓育のために自分自身で糧を得るしかなかった。ジェスイット会はきわめて弱体的であったが、師は非常によく勉強した。というのは、才能ある者は手がかりさえ得られればそれでよく、進歩するかしないかは、本人次第にほかならないからである。師の手に委ねられた古代の古典作家たちは師の先生であった。理解できるようになる、つぎにそれを楽しむようになった。まさに楽しみこそは成功の秘訣である。幸運な記憶力と類いまれな能力により、ポティエ師は独学でその知識を完成させ、生涯を通じて持ち続けた教養を蓄えるに至ったが、それを楽しむ暇を持たなかった。まさにこの確たる弁別こそは、懸命の勉学の最も貴重な成果にほかならない。

師はオルレアン大学で法律学を修めた。師は将来においてこの大学に大いなる名声をもたらすことになる。しかし大学が法律学の修得に与えてくれた援助は、文学的教養を身につけるのにコレージュが与えてくれた援助に及ばなかった。当時大学の講座を占めていた教授たちは学生の成長にまったく関心がなく、わけのわからない講義を提供して自己満足し、聞き手たる学生の能力に自分を合わせることもなかった。彼らが教えたものは法律学と呼べる代物ではなく、法律学自体本来美しく輝かしいものであるのに、彼らが提供したものは、その学問の性質とは無縁の、『学説彙纂』編纂者の無能力と不誠実に起因する混乱と矛盾以外の何ものでもなかった。ローマ法文の説明を通じて啓発するのではなく、教授たちは、学派の対立の中で考案され増大した些細な問題で講義を満たすばかりだった。

彼らの教授法からすると、その目的は、指導によって嫌悪を煽ることで、学生たちを法律学の聖域から排除することとしか思われない。それは、古代のローマの貴族が、平民たちを支配すべく、訴訟方式を注意深く彼らから隠し、法の知識を神秘のベールに包んで自分たちで独占したようなものである。このような欠陥の多い教育がポティエの堅実かつ賢明なる精神を満足させえなかった。幸いにも教育は師の気持ちをくじくことはできなかった。師はその欠陥を認識し、自らの勤勉でもって他の援助の不足を補った。どのような学問であれ、最初の一步は非常な困難が待ち受けている。これを師は、フィンウス [Vinnius, Arnoldus, 1588-1657] の注解書を手がかりに『法学提要』の真剣な研究で乗り越え、かくして『学説彙纂』のもっとも深く一貫した研究によって、法の源泉そのものを取り出す準備をしていた。

師は、卒業にあたって、きわめて優秀な成績で得た学位をいかに用いるべきか、いまだはつきりとは決めていなかった。師にとって問題だったのは、職業選択を自分で決めるということであつた。これはきわめて重要な一步であつたが、その際に、偶然や流行あるいは環境が人生のなりゆきをしばしば決定する。師は司教座聖堂参事会員になろうと考えたが、これは母への愛情のゆえに思いとどまつた。この地位で清廉な宗教心を持ち続ければきつとすぐれた修道士となつたであろうと思われる。しかし、それは師自身のためでしかないことになる。神は、師をして、世俗生活の中でキリスト教的社会的徳の最も優れた手本となり、法律学の領域で、彼の世紀と後世の託宣者となることを運命づけた。

師は司法官職に就くことを決心し、一七二〇年に上座裁判所評定官に就任した。この職業選択は師の研究の選択を完全に定めることとなつた。爾来、文芸は師にとってひとときの楽しみでしかなかった。師の仕事が増えたときには、

それすら断念せざるをえなかった。しかし師はこの文芸という花から、最も有用な果実、つまり名作家についての知識、そして師にとつておおいに必要なラテン語を理解したり書いたりする習慣を引き出していた。友人たちとの会話の際に、師は、忠実な保管場所たるその記憶の中に、ホラティウス、とりわけ師がその力強いエネルギーを愛したユウエナリウスの最も美しい詩節を蘇らせ、そして、師らしく情熱をもってこれらの詩節を朗唱したものであった。就職して最初の一〇年から一二年の間、師は法律学と並行して、宗教及び神学の研究にも携わった。師は原典に、主として聖アウグスティヌス、師が最も敬愛するポール・ロワイヤルの大家たちの作品にあたることを好んだ。師もまた正確さをモットーとする者として、弁舌の心地よさよりも論理の正確さを好むすべての人々と同じように、ニコル氏 [Nicole, Pierre, 1625-95] がつねにその愛読書であった。師は生涯を通じてこれらの本を読み続けた。

しかし、こうした特殊な研究は職務を妨げることはなかった。師の卓越した能力と時間の厳格な節約は、師をしてどちらも満足させることができた。オルレ안의バイイ裁判所では、調査官たちが判例集に登載する事件について意見開陳権を有していたが、師は二五歳以下とはいえその筆頭者を務めた。こうした若い調査官を用いるという、原則に対する例外がこれ以上うまくいった事例はほかにはない。師は、書齋において蓄積された知識を、五〇年にわたるためまぬ研鑽によつて豊かで広汎なものとする一方、裁判所において、それを応用することを学んだのであり、司法官在職中に何ものにも代えられえない経験を通じて自らを培った。これに加えて、師は、きわめて優秀な一人の弁護士と頻繁に会話をする機会をもった。師の散歩はさながら授業のようなものであった。最も頻繁に同行したのは、氏がイタリア語を学んだ友人であったが、彼らは、目下の問題をイタリア語で論じたものであった。

この若き司法官がすでにいかなる経験を有していたか裁判所で認められたのは、ようやく成人に達するか否かのと

きであった。師は一つの科目を学んでは、それについての論文を書くことにしていた。一つの学科を自分のものとするための最良にして恐らく唯一の方法は書きながら学ぶことであると、師は確信していた。自分の考えを整理し、正しく表現するために正しく理解し、あらゆる局面から眺める必要があるため、応用の精神が養われ、正確さや方法自身につけることができる。まさにこのやり方は、たとえ繰り返し読んだとしても、それだけでは決して達せられない利点であった。

マルブランシュ神父 [Mallebranche, Nicolas, 1638-1715] がデカルトを読んで抗しがたい魅力をいだいたように、ポティエ師は、同じような魅力を『学説彙纂』に感じるやたちまちその研究に取りかかった。師はそれを自らの天命と考え、そしてそれに従った。

ローマ人と同様に高名な一民族の法は彼らの勝利と征服以上に興味深い歴史の一齣をなす。しかしもしローマ法の知識が興味本位にすぎなければ、ポティエ師の功績はほどほどのものにとどまったであろうし、それゆえに、師がローマ法に取り組むことなどありえなかつたであろう。しかしローマ法は、あらゆる時代を通じてそしてあらゆる人々の間で法と配分的正義の真の源泉であり続けよう。この民族の慣習、その国制、訴訟方式からそれに特有のことを除いてみれば、残りは、人間がなしうるさまざまな行為にあてはまる正義と不正義の真の観念の中から汲み出されるからである。

それゆえ、市民法は師の研究の主要な対象となった。師はローマ法への愛着によってその虜となった。愛着こそは成功を約束する鍵である。しかしその仕事を進めるにつれて、現存するローマ法の編集の不完全さと無秩序さをしだいに感じるようになった。師はこうした欠陥に辟易しなかつた。師は、それと知らず、その修復を運命づけられても

いた。『学説彙纂』の発見以来、法学者たちは誰しもその無秩序に不都合を感じてきた。しかし誰も労力をかけてそれを克服しようとしたのはあくまでも自分自身のためでしかなかった。他人のためにこのような困難を取り除こうとした者など誰もなかったのである。ポティエ師にしても、仕方なくその困難に巻き込まれたのでなければ、そのようなことを考えもしなかったであろう。師は自らすすんで、そしてまさに自分自身のために、この仕事に取り組んだ。しかし師は、その謙虚さのゆえに、その仕事を完成させたり公刊したりするつもりはなかった。ドイツの高名な法学者ウイゲリウス [Vigelius, Nikolaus, 1529-1600] の先駆的な試みがあまり成功しなかったことに照らして、その企図が難しいと考えていた。それでも師は、『学説彙纂』の各章梗概を完成させていた。そしてこの仕事が出発点となった。さらに作業を進め、法文の配列を回復するためのプランを立て、若干の重要な章について法文の配列を実現した。師はこれらの仕事の一つを、上座裁判所評定官にしてフランス法教授プレヴォ・ド・ラ・ジャネス [Prévôt de la Jannes, Michel, 1695-1749] に送った。判事はそれを見て成功の見込みがあると判断し、ポティエ師の謙虚さを開かせる方途を発見した。

判事は、大法官ダゲッソー閣下 [Daguesseau, Henri François, 1668-1751] に、著者が優れた能力の持ち主であり、ためまぬ勤勉家であり、その計画が成功する見込みがあることを伝えた。大法官閣下は、この企図の重要性を知り、ド・ラ・ジャネス氏にポティエ師を激励させたが、これに答えて、ポティエ師はついにその課題を果たすことを約束し、この約束の履行に専念することとなった。師は、大法官閣下に、自分の仕事の幾つかの論稿を送った。この司法官はこれに大いに満足した。そして自分に会いに来るようポティエ師を招待するとともに、一七三六年九月二四日に所見書をポティエ師に伝えて、この仕事の完成のために自分の考えを伝えた。この所見書は、同時に大法官の学識の

該博さとこの企図について抱いた考え方を示すものとなっている。<sup>(1)</sup>

ポティエ師の仕事の射程と価値を知るために、この著作を概観しておこう。

一二表法がローマ人において市民法の基礎であった。<sup>(2)</sup> この高名な法は、その諸原理をローマがギリシアに求め、多くの優れた人々が、哲学者たちのもてはやされた著作にぬきんでているとしたが、きわめて単純かつ簡潔であった。人々は、これを適用するために解釈せざるをえないことをしだいに認識するに至った。だんだんと多くの説明と注釈が生まれた。こうした一二表法の多様な発展は、狭義の、市民法と呼ばれるものを生み出すこととなった。法律とは区別されるこの法は、<sup>(3)</sup> 本来法律としてのいかなる個性も権威も持ち合わせない。法務官は、この法学識を採用し、それによつて一二表法を修正し、その厳格さを緩和する方法を発見した。一二表法がもはや不可変的に固定されたものでないとして、法務官は、就任にあたって自らの告示を発し、裁判の原理を定めた。訴訟を遂行するために考案された方式書も市民法の第二の部分になすに至った。キケロの時代にはすでに、彼がそのあまりにも大きな広がりには不満を述べたほど、膨大なものになっていた。

爾来市民法は驚異的な発展を遂げるに至った。市民法は、ティベリウス帝のもとで法律としての効力を得た元老院議決や皇帝勅法によつてででなく、法学者の決定、諮問、著作によつてさらに膨大なものとなった。皇帝たちの時代に、トレバティウス、ラベオ、カピト、サビヌス、プロクルス、ユリアヌス、アフリカヌス、ガイウス、スカエウオラ、パピニアヌス、パウルス、ウルピアヌス、アクイリウス、その他枚挙に暇がない数の法学者たちが群れをなして登場した。彼らの決定はそれ自体法律としての効力を有するものではなかったが、慣行により大きな権威を獲得することに至った。法学者の決定は判決に当たつて助言されその指針となつたことで、不文法と看做されるまでに

なった。

市民法は、このようにさまざまの部分からなり、時代とともに膨大な集積物となったが、その広がりがあったが、その広がりがしだいにその崩壊の原因とならざるをえなかった。コンスタンティノポリスがローマ帝国の首都となって以来、国制、慣習、宗教における変化は、必然的にローマ古法に大きな変化をもたらし、しだいにその知識や研究をなおざりにすることとなった。

それゆえかくもばらばらの素材から一つの整った構築物を作り上げることが期待されるようになった。かくも重要な仕事は、より開明的でより啓発的な世紀に実現していたとすれば、いかに幸運なことであつたあろうか。だがそのようなことが行われたのは、ほかならぬ六世紀に、ユスティニアヌス帝の命によつてであり、それはまさに、洗練の氣風が失われ、野蛮さがローマ帝国を瓦解させ始めた時代のことであつた。

長きにわたつて現れたことのない著名な法学者たちの一人を必要とするような仕事に徒携わつたのはトリボニアヌスであつた。しかし、彼がそうした企図にいかにかきわしくなかつたにせよ、必要な時間をそれにかけてなら、そして、もっと熟考を重ねたのであれば、より欠陥のないものとなしえたであろう。彼は数多の法学者たちの二千巻にも及ぶ著作や論文を涉猟し抜萃しなければならなかつた。法文を比較校合し、適切な配列に並べ、本質的なものだけを残して、多くの法文を削除し、各題材について最も重要なものだけを選択し、対立した問題点について大法学者たちの見解の相違を見失わせることなく、矛盾を除去し、古法の知識を保存し、その時代に至るまでの変化を確定しなければならなかつた。

この仕事にわずか三年しかかけられなかつた。いかなる怠慢と無秩序をもつてことが行われたか、推して知られる

べきことである。

ローマ古法は、正確さの欠如だけでなく、意図的にもゆがめられることになった。いくつかの法文は、新しい法と適合させるために勝手な付加によって変形された。ユスティニアヌスの時代まで存在していた古代の慣習と法律についての知識はわれわれから失われた。残された痕跡もはやわれわれにはまったく不明なものになってしまった。当時紛うことなく明らかであったことを解明するためには、今日では、検証して推測するという労苦をもってでしかない。一二表法はいくつかのばらばらな断片しか残されていないが、その法文は、それらが関係する主題に基づいて配置された。新しい法を古法と混交させるのであれ、異なった学派に属する法学者たちの対立した見解を挿入するのであれ、対立の原因に注意するでもなく、どちらかの見解に決めるのでもなく、相容れぬ矛盾が法としての効力を有する作品の中に残された。

学者たちは、ローマ法学の復活そして印刷術の発明以来、信じられぬほど精力的に、可能な限り、『学説彙纂』の編纂者たちの不正確さ、無能力、不誠実に起因する欠陥を修復することに努めてきた。文学と法律学は相互に助け合った。ローマ法の知識は、ラテン語研究、歴史及び碑文研究、健全な批判的方法の規則の確立、古物の検証によるに新しい局面を受容した。文学者たちの方は、『学説彙纂』の中に多くの曖昧な事実や慣行の解決を見出した。

法学者たちは、トリボニアヌスの編纂の中に広がる闇を晴らすべくこれらの知識を用いた。彼らは、討論を通じて、難解な法文の意味を明らかにした。彼らは古法を解明した。彼らは法文の純粋性を回復した。多くの矛盾を調和させ、調和しがたい矛盾を理由づけた。かくして、法文の議論や理解に関して、それ以上期待されるべきことは何もなかった。アックルシウス [Accursius, 1183-1263] の注釈とアルチャート [Alciato, Andrea, 1492-1550] の注解との差異

は、彼らが書いた時代に由来する。アックルシウスが活躍したのは一三世紀初頭のことであり、アルチャートが注解を書いたのはフランソワ一世 [François I, 1494-1547] 在位[1515-47]の時代のことであった。

かくして一般に学問というものは、業績の蓄積により完成されていく。その結果、次第に、すぐれた書物と知識の財産が、何も失われることなく、ますます増えていく。各法学者は自分の研究成果を付け加えていく。後生の成功を準備し容易にする。仕事を簡略化する。後に続く者たちのために困難を取り除く。彼らは、すでにできた道を見出すよりも、はるかに遠くまで進むことが出来よう。そして、最近地点から出発するので、時間をかけずに、より大きな距離を通過することが出来る。もしポティエ師の仕事が数世紀早く登場したならば、師の仕事によって、法律研究に専心した者たちの労苦と時間がいかに節約できたことであろうか。

実際のところ、六世紀にわたる数多の法学者たちの労苦と研究にもかかわらず、『学説彙纂』には依然として、研究の進歩や法律の容易な理解を妨げる欠陥が目立っていた。というのは、法文は各章毎に分かたれているだけでなく、しばしば無関係な章の中に散在しているという、無秩序な状態にあったからである。

ポティエ師の作品は、こうした無秩序を修復することを主要な目的としている。それは、『新編ユステイニアヌス帝学説彙纂』 [*Pandectae Justinianae in novum ordinem Digestae*] と題され、フォリオ版三巻からなる。

ポティエ師は、『学説彙纂』の章の配列を維持したが、これは法学者たちがそれに基づいて仕事した『永久告示録』の配列である。法文がその章の中で占めていた場所を変更するだけでなく、間違つて置かれた章から法文を救いだし、最も関係の深い章に挿入することにより、これらの章のもとに、師は、すべての法文を系統的に配列した。

各章の冒頭に序論が置かれ、その章で扱われている題材の説明と定義及び第一原理を含む法文からなる。章の流れ

を示す明確で完全な分類は理解を容易にし、記憶を軽減する。法文は、その関係を発見しそしてそのつながりを説明する、短い繋ぎの文章で接続される。著者による補足はすべてイタリックで区別されることよって、法文の純粋性は完全に維持される。

著者は、古法を解明し、その後に蒙った変化を明らかにし説明することに専心した。師は、その痕跡を含む『学説彙纂』の他の部分、ユスティニアヌスの『法学提要』、『学説彙纂』の廃止に関わる記録である『勅法彙纂』、テオフィルス『法学提要義解』、一二表法について現存する断片、古代史やその他古代碑文に見出される痕跡にもその研究の矛先を向けた。

『勅法彙纂』の法文のうち、あるものは『学説彙纂』の法と合致し、またあるものはこれを変更したり廃止する。それゆえ、トリボニアヌスが、新しい法に適合させるために変更を加えた法文の理解のために、これらの法文を知ることには必要不可欠である。古法を確認する『勅法彙纂』の法文は全文が記録されており、これらはコンスタンティヌス帝以前の皇帝たちの勅法である。それ以後の法は、散漫な文体と卑俗性によつて容易に認識できるのであるが、これらは抜萃によつてのみ引用されている。

最後に、著者は、矛盾のために、法文の変更のために難しい箇所について簡潔であるが十分な注記を施した。そして、氏は最も多くの場合、法学の復活以来登場した中で最も偉大な法学者であるキュジャス [Cujas, Jacques, 1522-90] からこれらの注記を引用している。

師が、この巨大な作品を完成させるべく、多くの著作を涉猟しそして参照したことは疑いないことである。多くの個人蔵書のほかに、プルストー氏 [Proustau, Guillaume, 1628-1725] によつて設立されたる公共図書館の法律書を

利用した。しかし師が徹底的にそして継続的に研究したのは、『学説彙纂』自体はもとより、いわばこれと同時に法文を思い浮かべることが出来るほど親しむ必要があった『勅法彙纂』、キュジヤスの著作及デムランの著作である。師の蔵書にあるこれら三冊の本の破損状態を見ればそのことが容易にうかがえる。

『学説彙纂』は、「言葉の意味について」及び「法のレグラエについて」の二つの章を以て終わる。ポティエ師はこれら二つの章をきわめて重要で、膨大な内容をもつものとした。両章はフォリオ版で二七五頁に及んだ。<sup>(4)</sup> 師は、「法のレグラエについて」の章において、あらゆる法を要約してみせた。ここでは『学説彙纂』のすべての巻からローマ法律家が非常に正確に表明した結果、非常に有益な原則が集められ、適切な秩序の中で結びつけられた。

大法官閣下こそ、この仕事の理念をよく理解し、その企図の開始以来励ましてきたのであり、<sup>(5)</sup>ポティエ師は、この二つの章を仕上げた後、これを独立した一冊とするつもりであったが、大法官閣下の希望に、つまり、法文自体の忠実な抜萃からなる貴重な集成によって著作を閉じた方がよいという勧告に従ったように思われる。<sup>(6)</sup>

ポティエ師は、この大仕事を完成させるのに一二年以上を、もちろんのことながら、それに取りかかりうるために費された時間を繰り入れれば二五年以上を要した。計画を実行するにあたって、師は、「ド・ギエンヌ氏 [De Guienne, Etienne-Léon, 1712-67] の協力を得た。彼は、パルルマンの弁護士で、師の親友であり、申し上げるのをお許しただければ、私の親友でもある。見事な序言はド・ギエンヌ氏の手になる。ポティエ師は、彼に材料を提供した。師は、基になる文献は多くあつても、美辞麗句の類を好まなかった。もしド・ギエンヌ氏が携わらなかつたら、序文はなかつたか、とても短いものとなつていたであろう。彼は、第二巻の冒頭の一二表法の注解に大きな役割を果たした。

著作の本体に関して、ド・ギエンヌ氏は校正をまかされたにすぎなかったとはいえ、その仕事ぶりははるかに広汎に及び、おおいに有用であった。師は几帳面で、容易に満足することのない、よき批判者であり、ポティエ師にはうってつけの人物であった。師は物事の本質的なことに關心をもち、細部にはあまりとらわれることはなかったが、それにもかかわらず、一つの作品の完成には、こうした細部が大事になる。ド・ギエンヌ氏は、ポティエ師ほど広い知識や才能をもっていたわけではない。まさにこのゆえに彼は校正という仕事にうってつけだったのである。しかし、ギエンヌ氏は独自に異なった判断をすることもあった。ある法文が説明不足であるとか、別の場所に移した方がよいとか、つながりがよくないと考えたときに、ポティエ師にメモや異議を伝え、それに基づいて、師は、配列、説明、そして注記に変更を加えたこともあった。<sup>⑦</sup>

ポティエ師のもう一人の親友ルソー氏 [Rousseau] de la Combe, Guy du, 16:~?-1749] は、弁護士で、パリのフランス法教授であった。彼らの親交は長かった。両者の交流は、一七三〇年頃、師がしばしば滞在したパリで始まった。師は、パリでの会議に出席した機会に、何人かの著名な弁護士たちと知り合った。彼らは、ポティエ師との交流を通じて、師にふさわしい敬意をもって遇した。師とルソー氏の継続的な文通は、つねに共通の研究テーマが話題であった。彼らは毎年休暇のときには直接出会ったものであった。

ルソー氏は豊富な学識と卓越した判断力の持ち主であり、その弁舌はきわめて鮮やかなで、ひとたび彼が問題を取り扱うと他の追隨を許さず、その驚くべき記憶力たるや本質的なことを想起するだけでなく、自分の意見の典拠をたちどころに引用してみせることができた。現実の法をポティエ師が学んだのはまさに彼からであった。もとより必ずしもそれに賛同することはなかったが、知ることは必要であった。融通無碍な立法がまかり通る不幸な状況は、まさ

に法が不完全だからにほかならない。

ポティエ師はルソー氏の意見を最も尊重した。彼らの意見はおおむね一致したが、もとよりつねにそうだというわけではなかった。ポティエ師は、その論考のさまざまな箇所、ルソー氏の見解を取り上げているが、それは彼に論争を挑むためであつたり、自分の見解を支持するためであつた。その際、師は読者に問題を出し、まず自分の考えを表明せず、ある見解の理由を示し、そのあとルソー氏の反対意見を提示した。

『新編学説彙纂』は巨大な作品となり、印刷するには費用がかかり、現代ではまったく無視しされている研究を主題とするものであつた。それを引き受けてくれる出版者を探すことは困難であつた。彼らはまったく売れないか、売れても時間がかかることを懸念した。しかし売れ行き問題はたちまちに解決した。外国人がその大部分を購入してくれたからである。

ポティエ師が蒙つた唯一の批判はライプツィヒのジャーナリストによるものであつた。彼は、自国がかかる偉大な企図を果たす栄誉を得られなかったという嫉妬やその他の理由から辛辣に攻撃した。この人は、ポティエ師の作品について、何も新しくことも興味深いものもない、何のメリットもない仕事であり、安上がりな功名を立てんとするだけで、これまでの法学者たちが担ってきた、現在もなおドイツ法学者たちが担っている学識のかけらもない、と評したのである。

友人たちは、ポティエ師がきつとそれに答えることなどしないことをよく心得ていた。友人たちの一人がこの役目を引き受けてくれた。『ジュルナル・デ・サヴァン』[*Journal des Sçavants, 1665-1790*]の著者たち宛ての書簡とどうかたちで印刷して批判に答えた。ドイツ人ジャーナリストは作品の価値も目的もわかっていない。著者は注解書

をなすつもりも、知識を競う気もない、逆に、ローマ法研究以上に大変な注釈書の研究の労を軽減すること、法文によつて法文自体の注釈をなすこと、つまり、法文を集めて配置することによつて法文の意味を明らかにしようとしたのである、と。

『新編学説彙纂』第一巻の印刷中、ポティエ師は重病に陥つた。ソローニユの同僚たちの一人を訪ねた帰り、熱があるのに馬に揺られて帰宅した。師はそれまで病氣にかかったことがなかった。微熱があつてもいつも通り健康だったからである。発熱は師にとつて思いがけない初めての災難であつた。数日間それが何であるかわからぬまま、もがき苦しんだ。医者を呼びにやる代わりに、自ら診察を受けに出かけ、自分が罹っている病氣の原因が何かを尋ねた。医者はただちに何の病氣かを見立て、帰つてベッドで横になるよう指示した。病氣はきわめて重症で、師の生命は危ぶまれた。

幸運にも病氣は治まつた。しかし完全には回復することはなかった。師の手足は不自由になり、師は従容としてこの不自由に身を委ねたが、その状態は、もはや治癒しないのではないかと氣遣われるほど長く続いた。師は、神が仕事に専心する自由を与えてくれたことを極めて幸運なことと考えた。師は、身動きできない生活が時間を自由にさせてくれるだけになおのこと研究に時間を割いた。いろいろ治療を試みたがうまくいかず、もはや回復の見込みがないとあきらめていたのであつたが、最後に、師が歩けないのは、実際の不治の障害というよりはむしろ長きにわたる歩行訓練の不足とわかると、部屋の梁の溝に懸けられた二本のベルトを使って歩く訓練をするよう助言された。それによつて、腕で身体を支え、体重をかけることなく、下肢を動かすことができた。懸命な訓練により、次第に下肢の自由を回復し、わずかな硬直が残るばかりとなつた。氏は病氣以前にはよく歩いていた。病氣以後は、歩くのは必要な

だけで十分だった。というのは、年齢が進むにつれて、小康状態を妨げるほど、仕事が増えたからである。訓練を強制されると、師は、自宅と裁判所の往復だけで十分だと答えたものである。

法律学研究はオルレアン大学においてすでに復活し始めていた。上座裁判所評定官にしてフランス法教授プレヴォ・ド・ラ・ジャネス氏は、こう考えていた。すなわち、教師たるもの知識を持ちすぎてはいけない、そのようなことは他人の役に立つ代わりに、自分自身のために役立せることにしかならない、まして他の人々をして教える内容に興味を抱かせ、学問を愛好させることにならなければなおのことである、と。氏は才能と学識に恵まれ、豊かな心の持ち主であり、きわめて付き合いやしい人物であった。氏は若者たちを愛し、彼らを惹きつける術を心得ており、熱心に成功へと励ました。<sup>(8)</sup> こうした才能は、論理と説得以外に権威を持たぬ法学教授にとってとくに必要なものであった。氏の学生たちはちょうど少年期と分別のできる年齢との間の危うい時期にあった。彼らは、独立を手に入れる時期に憧れれば憧れるほどいっそう、独立したいと念じることもしばしばであったし、たまに勉強したいと思う学生があつても、無味乾燥な法律学よりも、むしろ文学に魅了されるのもまた当然のことであった。

プレヴォ氏は一七四九年一〇月に没した。大法官閣下は後継者の指名を熱烈に求められた。閣下はポティエ師の才能を熟知しており、師をその後継者に指名することを望んだ。ポティエ師の方も、若者たちへの愛着そして教えることに見出した喜びのゆえに、そのポストへの就任を期待した。しかし師は誰かに取りなしを求めるような性格の人物ではなかった。しかしその内気さは彼が克服するのに助けを必要とする障害であった。ジルベールドゥヴォワザン氏 [Gilbert-de-Voisins, Pierre, 1685-1769] が、大法官閣下の意向を伝えることでこの障害を取り除いてくれたのか、それともポティエ師が自分の性向を克服するだけの勇気を持って、ジルベール氏に自分がそのポストを望んでいると

伝えたからかはわからない。ともあれ、誰の異存もなく、ポティエ師は指名された。しかしポティエ師はそのことに満足することができなかつた。というのは、師は、教授資格を有する博士ギヨ氏 [Guyot, Pierre-Jean-Jacques-Guillaume, 1719-84] が競争相手であることを知り、もし同じ力量の競争相手である自分がいなければ得たであろうそのポストを彼が得られなかつたことを残念に思ったからである。師が指名を受けたのはただ教えたいという気持ちからであつた。師は報酬の分割を申し出ることによって、師がギヨ氏にもたらした損失を回復したいと望んだのであつた。彼らの間の無欲な争いはお互いにとつて名誉をかけた戦いでもあつた。ポティエ師は、この報酬の分割という提案を受け入れてほしいと懇願した。ギヨ氏はこれを拒否し続けた。そして数年ののち、ギヨ氏も教授選抜コンクールを通じて教授職に就任したのであつた。

法律学の衰退が嘆かれている。衰退の原因が、一般的な社会道德の状態、世紀の軽薄さ、あまりにも若くして社会に出てしまう若者たちの放蕩に起因するだけにいつそう重大でありその改革は困難である。最も能力があり最も志し高い教師であつてもこうした一般的な原因に抗すべく、精励、勤勉、勇気をもつてするだけにとどまらざるをえない。何かなしうるとしても、彼らの成功は、つねに彼らに面倒を見てもらいたいと望むわづかばかりの若者たちに限られることになる。

ポティエ師は、競争心を喚起し始めていた教授の後を継いだ。師は、今日の大学を担う人々のなかに、自分と同じ考え、同じ目標をもつた同僚たちを見出した。

最も著名な人物が、必ずしもつねに最も優れた教師というわけではない。知識の深ささえもかえつてあだとなり、教育の効果を妨げることになるように思われる。著述という仕事は、一つの学問をじっくり研究した者だけにふさわ

しい。すべてを修め、あらゆる部分に通じている。理念で一杯に充たされた頭の中もたちどころに整理される。頭の中が整理されれば、理念は自ずと何の苦もなく最も自然な秩序に配される。難問に逢着すれば、やる気を失うどころか、真摯な研究者にとつて新たな魅力となる。重要な問題の決着をつけねばならぬときは、反対意見を探し、議論を通じて自分の考えが正しいことを確認することになる。

しかし、教える能力はまったく異なる。それが知識の量と結びつくことはまれなことである。自分の言っていることを理解してもらうためには、最も基本の原理にまで下りる。教え方や提示の仕方をさまざまに工夫する。決して自分のためにでなく、他人のためにすべてを捧げる。劣等者に無視されていると不満を覚えさせないように、全員に気を配る。自分自身、今教えていることしか知らないかのように振る舞う。頭にたたき込むために何度も同じことを繰り返す。最も基本の原理から出発して、わかりやすい順番で結論に至る。聴講者の過剰な負担にならぬよう、そしてきちんとわかりやすく語るために、一度に必要な以上のことを述べない。手を離れるまでは、自分に付いて来させることで満足する。手をさしのべて彼らの進歩の手助けをする、といったことである。これこそ教師たるものの才能である。そしてすぐれてポティエ師の教師たる才能であった。それ以上に、師は、学生が友人と会話していると思うほどに、教師の優越性を隠す術を心得ていた。師の講義は、若者たちに個人勉強してきた成果を発揮できるように質問によつて注意を向ける授業であった。質問は一人ずつにあてられたが、全員が解答すべく励んだ。全員が固唾を飲んで待っている。というのは次に質問があたるかも知れなかったからである。答えが難しかったときには、質問をしながら誘導し、解決法を気づかせ、同時に探求の喜びと発見の名誉を彼らに残した。向上がないとか基本原則を忘れているとか、些細な不満にも耳を傾けやさしくたしなめたのであった。

励ましの効果を知る者は誰しも、こうした励ましによって鼓舞されたとき、若者がいかなる能力を発揮するかを心得ており、こうした教師のもとで、高い志を有する若者たちがなす勉強の価値を評価することができる。そして師の興味深い教授法はそうした若者のたちの数を増やすのにふさわしかった。すでに述べたように、ポティエ師はその地位を望んでいたわけではなく、教えたかっただけであつた。師はその喜びだけを自分のものとし、報酬を貧しい学生や弟子たちの間で分けた。学修課程の最後に行われるフランス法の公開試験の代わりに、師は一年間教えた題材について公開討論を行った。それに参加しようとする学生はそれまでに長く懸命に勉強しなければならなかつたし、優勝といわなくても、少なくとも面目を保てるという確信がなければ誰も出なかつた。若者たちの成功に関心をもつ公衆は、大学が判定者となる戦いの見物人となることを好んだ。優勝者の栄冠は金のメダルで、公開で判定された。他の競争者たちも報償なしではなく、銀メダルをもらった。

競争者たちが互い容赦しなかつたことは想像できよう。討論は、競争者一人につき、他の全員が相手方となり、その間、順番に一人ずつを相手にしなければならぬ。問題の立て方とそれに対する答え方とが公平に判断された。その年に講義された内容は相手方も自分自身も慣れ親しんでいることは当然の予測できたことであつたので、各人はそれ以上のことを勉強しなければならぬと考え、その論拠を『ローマ法大全』や、そのテーマについて書いている著者たちに求めようとした。論争は熾烈をきわめ、判定者たちはしばしば熱を鎮めたり、介入しては、提示されたテーマからの逸脱を正し、論者が相手を驚かそうとまぎらわしくさせた論点を明らかにしなければならなかつた。

ポティエ師は、賞で弟子たちを励ますだけで満足しなかつた。個人的なことに決して左右されなかつた。最初の二学年の学生は師の指導を受けることになつていた。学生たちは平等に師の愛顧にあずかつた。しばしば一年目です

に学生たちは師の講義に魅了され、勉強を愛し、知ること喜びを見出した。『法学提要』についての試験や、学士試験は、公開で行われた。ポティエ師の熱意は、つねに他の教授たちにとって完全な見本となった。

過去二五年間に涉つて、この学校からどれほど多くの優秀な者が卒業し、行政官や法曹の世界に法的な知識と働く喜びをもたらしただろうか。

ポティエ師は、『学説彙纂』に関する大作を完成させたあと、死によって閉じられるまで華々しい経歴を過ごした。かつて師はすべてフランス法のテーマについて自分のためにだけ論文を書いていた。教える必要から、師はあらためてこれらの論稿に取り組んだ。これらの論文は、多くの人の手を介して、書写された。もし師にそれらを出版する時間が許されたなら、さらにそれらに手を加えたであろう。

一七四〇年に、ポティエ師は、プレヴォ・ド・ラ・ジャンヌス氏とジユス氏 [Jousse, Daniel, 1704-81] と共同で、二巻本のオルレアン慣習法に関する著書を注釈付で出版した。この著作は品切れとなり、出版者は第二版を出版すべく、ポティエ師に、それを改訂するよう依頼した。師は喜んでこれを引き受けた。しかし、たんなる改訂作業どころか、師はまったく別のそしてそれにまして重要かつ有用な作品に仕上げた。慣習法書の各章冒頭に主題を簡潔にまとめた論考を置いた。これは一種の注解にあたり、注釈よりもはるかに有用である。注釈は、ある一つの条文に関連するにすぎず、思考をつなげるものではなく、解釈されるテキストと同様に脈絡のない知識しか与えないからである。師は、解明の必要な条文について注釈を付し、こうした注釈をつねにその序文に関連づけ、そして序文から条文や注釈に関連づける。これによって作品全体が一体のものとなる。スペースの少なさから、ポティエ師はこのスタイルを取らざるを得なかったが、かくしてこの作品は師の諸論考の見事な要約となっている。ここには知っておかねばなら

ぬすべてが含まれ、明快かつ簡潔に記されている。誰であれこの二巻をよく理解すれば、慣習法について十分な知識を得ることになる<sup>9)</sup>。

この作品は、オルレアン慣習法はもとより全体として関係の深いパリ慣習法にとつても重要であり、一人の法律家の手になるものとしては、この上なく精緻な慣習法に関する完全な学説集になっている。慣習法がローマ法とは無縁であり、慣習法の関わる領域をうまく扱うために慣習法だけを知っていればよいというわけではないのである。

現行法が人為的で、恣意に委ねられている中で、理性は、法原理の定立に何の影響も与えることはない。異なつた地域の慣習法は相互に矛盾することがあり、実際往々にしてそうであるとしても、しかし、それぞれの慣習法はすべて正しいのである。というのは、恣意に委ねられていることは、たんなる事実に関する問題でしかなく、それ自体本質的な問題たりえないからである。もとよりおよそ法たるものの中には、事実に関する問題ないし恣意に委ねられた規則が往々にして混在している。というのは、事柄の詳細は、人為的な法によつてしか規制されえないからである。しかし、不幸なことに、わがフランス法は、他の何も含みえないほど、これらのものに充たされてしまっているのである。たしかに人為的な法であっても、実際の必要性ないし有用性のゆえに創出された以上、恣意的でないといわれようと、用語の厳密な意味では、やはり多くの場合、恣意的でしかないのである。しかし、法学者も、司法官と同様、法を変えたりはしない。法学者は、法をあるがままのものとして、教えそして説明するのである。法学者もこの恣意的に定められた原則から議論を組み立てる。つまり、この恣意的原則から真の結論を引き出し、その解釈から生じる対立する利害を正しく解きほぐし、真の配分的正義という上位の原理を繊細かつ賢明に恣意的原則に適用するのである。たしかに法学者は、さまざまな行為や人間相互の關係に広汎に適用される原理自体や純粹な法原則に基づいて判

断することにおおいに満足を覚える。しかし、こうした必然的であると同時に単純な法に、しかし、結果において豊かな実りをもたらしてくれる法に、多くの恣意的な法を付け加えることが人の倣いであるので、さまざまな利害やそれから生じる訴訟を規制するためには、こうした既存の法から出発せざるをえないのである。原則からすれば真の法にはそぐわない問題が、そのことしか学んでいない人、つまり、人為的な法という狭い範囲に汲々として隷属する人によつて扱われるのと、こうした法を越えることができる法学者、つまり、法をあるがままに尊重し、法律学を通じてこれらの実定法を解明し論じそして解釈のための判断力と眼を身につけた法学者によつて扱われるのでは、いかに大きな違いがあることであろうか。

すぐれてデュムラン氏の才能とはこのようなものであった。彼は、慣習法についての知識に、ローマ人の法から引き出した概念や説明をきわめてよく適用することができた。ロワゾー氏 [Loyseau, Charles, 1566-1627]、わがオルレアン慣習法注釈者ラランド氏 [Lalande, Jacques de, 生没年不詳] もまた同様であったが、過剰なほど多くの著者や注釈者たちの中で特筆されるべき者はわずかである。

ポティエ師の才能もまた同様であった。これこそ慣習法に関する師の研究を大いに高からしめたものである。そしてこれこそ、師がこれらのテーマについて構想したすべてを公刊する暇がなかったことを残念に思わしめるものである。しかし、同じような哀惜を与えなかつた学者はほとんどないのであるが。主として膨大な研究を要する学問の場合、人生の大部分は教えたり書いたりするための知識を獲得するために費やされる。その結果、意図されたすべての仕事を果たすだけの時間はなくなってしまう。天才的な知が勇気を鼓舞し、短い人生では達成できないような計画を立てさせる。計画ばかり考えていても、結局何もしないまま氣力が萎えてしまう。できないことをやろうとしなければ

ば、できることすら企てる勇氣もなくなってしまうことになる。

ポティエ師は、きわめてすばらしい成果を生んだ他の仕事に取り組むことがなければ、慣習法に関してあらゆる希望を満たしてくるだけの時間を持ったであろう。師は法律学の最も重要な課題——最も必要とされ頻繁に用いられ、その原則は『学説彙纂』からのみ導かれる——つまり債務と契約という課題についてフランス語で論文を書くことにした。師はこれに、フランス法に関する個別的テーマ、買戻、夫婦共有財産、寡婦資産を含めた。

一七六一年、師は、その後続く仕事の基礎として、『債務法概論』二巻を公刊した。この作品は最も大きな成功を収め、二版を重ねた。本書は古典的かつ本質的な著作として以後つねに評価されていくこととなる。著者は本書のために力を尽くし、法に関する深く広い知識を注ぎ込んだ。師は、債務の分割可能性と不可能性に関する原則を深い洞察力と明快さをもって明らかにした。このテーマは難問で、デュムランによって、学識を駆使した個別論文ですでに展開されていたが、理解するのが極めて難しかった。このテーマは、深い学識が明快さを邪魔するデュムランになり整然とした方法を必要とした。

『債務法概論』は、契約のさまざまな種類に関する密接に関連する一連の論稿を予告した。著者はこの約束を果たした。毎年新しい著作が生まれた<sup>10</sup>。著者がさらにどのような計画を持っていたかはわからない。しかし、フランス法に関する著作を世に問うたことであろう。

師の『契約法概論』は、ローマ法についての知識を基に、その原理を裁判所に提起される訴えに応用しただけでなく、良心の問題に確かな解決をも与えるという優れた点を持っている。テーマは、法的義務と道徳的義務の双方に関して論じられた。師は、契約に基づく義務がいかに法的に強制されるかを教える一方、正しいこと、正義を逸脱する

ことは何も要求してはならないこと、たとえ正当な権利行使であっても他人の権利を侵害してはならないことを教えた。これこそ法律学の根本であり、裁判所が判決するよりもより広く正しい道德の基本である。

人間的正義が永久不変の正義のかすかな影と生気のない似姿だけしか示さないのに対して、法律家だけは永久不変の正義の均衡をはかりうる。世俗的権力が建てることのできる至高の裁判所に登壇し、そこから厳密な正確さをもつて人間の権利と義務を規制するにふさわしいのもまた法律家だけである。

道德のこの部分はおそらく神学者たちの管轄でもあろうし、彼らもまたそれについて教えられねばならない。しかし、彼らが学ぶべきはまさに法律家からである。ローマ人の法に耳を傾けることを恥じなければ、彼らはそこに、ほとんどあらゆる事柄について、純粹にして正確かつ明晰な決定を見出すであろう。それなくしては人間を正しく導くことはできないのであり、不確実な決定によって人々を惑わせ、信義にはずれた利害を助長し、あるいはあまりに嚴格すぎて根柢のない意見によって良心を混乱させる危険を冒してしまう。ポティエ師も、神学者ないし決疑論者が法律問題に関わることを好まなかった。師は、また『パリ教会会議』の著者（他の点ではおおいに尊重されるべきであるが）の決定をしばしば拒否したものであった。彼らは、契約に由来するさまざまな領域に正義の原則を適用しうることがなくなったことを師に感謝せねばならない。彼らはかくも明晰な人物の判断に従うことで間違いを犯す心配がなくなったのである。

ポティエ師の文体は、単純にして簡潔であり、つねに率直であった。その文体は自惚れとか気取りとかとはまったく無縁のものであった。しかし、それは同時に明解そのものであり、冗長散漫であると誰にも不満を抱かせることはない。それこそ何ものにも代え難い長所であり、啓発のため読まれるだけの他のいかなる作品も凌駕するものである。

師は、その慎み深さゆえに、弟子たちのためにのみ自分は執筆したのだと語った。法律書ではなく、取るに足りぬ小冊子しか判断できぬ何人かのジャーナリストたちはこの皮相的な発言にとらわれた。文体の簡潔さによってしかその内在的な価値をはかろうとせず、彼らは、ポティエ師の慎み深さが語らしめた判断を繰り返してはばからなかった。しかし、師の業績を判断しようとする者は、師の契約に関する論考が法律家の養成に適切であるだけでなく、最もすぐれた法律家たちがそれらを読んで大きな収穫を得ることができる、真の法律学であり、債務法論が第一級作品であると認めざるを得ないのである。

ポティエ師は、自分が文体にこだわりがなかったことを認めていた。師は対象だけに専心し、最初の認識のままに自分の考えを表現した。しかし、師は理にかなった思想の持ち主であり、師の観念はつねに理路整然と提示され、体系化された。師の構想はすべてのテーマを包括し、その定義はつねに正確であり、その分類は明解で秩序だっている。疑問と決断の理由が明らかにされ、読者は、議論を通じて解決の糸口を与えられ、その解決に至るようはかられる。師は、私に一度ならず、欠落や冗長さを修正するために、師の原稿を見直す名誉を与えられた。師の依頼があれば、私は必ずそれに応えた。むしろそうすることが私の義務であった。しかし、師は私に自由を与えてくれたにもかかわらず、さらに言えば、師に依頼された仕事を通じて師を喜ばせたいと切望したにもかかわらず、私の注記はあまり用いられることもなかったし、それほど重要でもなかった。私は、もし自分が著作を書くのであれば、一般的にまったく別の書き方をしたであろうと思っていた。というのは、書き方は人それぞれだからである。しかし、文体に手を入れようとしたり、別の問題を立てようとする、全面的に書き直さざるをえず、同時に氏の文体は事物に即したものであり、それを要するには明確さを犠牲にせざるをえないと思われた。同じような仕事を託された何人かも同じこと

を感じたものであった。

医学の場合と同様、法律学の場合も、研究によって理論を獲得するだけでは、それを実際に適用するためには、十分ではない。そのためにはそれを使ってみなければならぬ。ポティエ師は同様にこの面でも能力を有していた。訴訟手続は法律家にとって退屈きわまりないものであるが、ポティエ師はそれを嫌がることはなかった。そして師は『民事訴訟手続』及び『刑事訴訟手続』についての原稿を残した。

獲得された膨大な知識に、師はすぐれた司法官としての資質を結びつけた。善き正義への至情、努力、迅速な措置、公平さ、高潔さ、志操堅固、同胞愛。彼の地位に備わるべき徳にして、彼がまったく持ち合わせなかったものに何があろうか。

師は、裁判官席にあつて、手ずからそこへ導き、指導によって鍛え、自ら助言をなし手本となつて教え続けた弟子たちに囲まれることに大きな満足を感じた。彼らの誰も、師の年齢や能力からして当然の優越的な調子をとることに不満を述べる者など決してありえなかつた。同僚たちに向かつて、師はいかに振る舞つたであろうか。弟子に対するような態度をとることはなかつた。師は他人の意見に耳を傾け、反対意見を述べることを認め、正鵠を得た答えで相手を納得させたのであつた。

師の書面はいかに正確で明快なものであつたらうか。むやみに詳細に涉ることなく、当事者の弁護人たちが頻繁に付加する無関係なことを除外し、訴の理由自体と双方の申し立て事由だけを提示した。

刑事事件の判決には、法律学はあまり役立たない。刑事事件の判決では、事実の立証しか問題にならない。ことに微妙な事件について、証拠や状況を検証するために、可能性の程度を区別し、確実性と混同せず、同様に道徳的確實

性と法的確実性とを識別するには、注意力と正義感がおおいに必要とされねばならない。

ポティエ師は、この分野においても正確さと洞察力によつて傑出していた。師は、同じく司法官に求められるどんな職務にもふさわしく、立派にその職責を果たした。師は、拷問を科せられることが予想される刑事事件を免除された。というのは、師はそのような光景に耐えられなかったからである。それは道徳的な感情というよりはむしろ肉体がそれを受け入れることができなかったのである。それ以外は、司法官としての他の役割を自ら拒絶することはなかった。師の末年には、刑事代行官及び特別代行官の死去により過剰な仕事を引き受けたりもした。

オルレアン上座裁判所は、その回復をポティエ師に負っている。もし師が法律学研究においてひろめた競争心がなければ、そして、司法官として採用した人々がいなければ、裁判官団は今日わずかに数人の古参の者たちだけになっていたであろう。しかし、裁判官は過去二〇年に渡つて最良の時代を過ぎてきた。裁判所の全般的な衰退の中の唯一の事例である。一七五三年以来、裁判官団を根本から変革したこの世代に代わる者たちを期待することができであろうか。衰退を導く二流の司法官が引き起こす一般的な原因の例外となる、特別かつ偶然的な原因があったとき、このような特別な事実がこの先も確実に続くことが期待できるだろうか。一七六三年、私は、彼らの衰退の原因について公に語ったことがある。その原因は、そのとき以来たしかに減じていない。ほかのどこでも強力な原因の影響力を強く押し戻してくれた偉大な人物、危機に瀕した裁判官団を一人支えてくれた人物、そしてそれを立派に復活させてくれた人物、この人物はもはやいない。そして、師に代わるべき者は決していないであろう。

今後、師に匹敵するような法律家が他に登場することがあるとしても（そのような人物を養成するために師の著作が貢献しうるであろう）、恵まれた深い知識、正義感、洞察力に加えて、同様に高度な精神性を備えた人物がどこに見出さ

れるであろうか。善良かつ簡明で、慎み深く、あらゆる面で尊敬されるような人物が見出されようか。師はわれわれの中にあつて、精神の純粹さと簡明さによつて群を抜いていたのであり、師の世紀の生活態度ではかけ離れた存在であつた。

師の徳を述べるよりもその著作について考える方がはるかに容易なことであつた。私がまだ取り組まねばならぬ師の弔辞の以下の部分は、師と親しい人間関係と私生活での範を享受しえた方々にはきつときわめて不完全なものと思われるであろう。

## 第二部

およそ賢者たるものや学者たるものの生涯は興味を引くにふさわしい出来事に乏しい。単調さと変化のなさがその性格を形作り、その著作だけが時代を画する。その歴史は、政府が、平和の友として、ひたすら国民の幸福と、その開明化だけに専念して、長く野心とは無縁であつた国家の歴史のようなものである。かかる国民の年代記はきわめて不毛なものとなつたであろう。その国制や行政制度を知れば、その国の歴史は知られよう。制度の性格が不変である以上、その歴史は何世紀を経ようとも変わることはないであろう。

人々を動かすのはその熱情である。熱情こそが、出来事の生みの母である。歴史は出来事の結果の記述にほかならない。賢者の人生はそれゆゑ興味を引き起こすような事件をほとんど提示しえないが、それだけにいつそうその人生は幸福であるにほかならない。

賢者は、その意に反して、しばしば彼に無縁の嵐に巻き込まれることがある。状況によつて彼の本来の居場所から

連れ出され、他の人々の熱情にさらされる。あるいは彼にとって矛盾する場所へと持ち上げられる。その人生はそのとき、彼の安息を犠牲にして興味深いものとなる。

ポティエ師は、自分の熱情にも他人のそれにも決して不平をもらすことはなかった。師の心の静穩を乱すものは何もなかった。どんな大変なことも、師の人生の計画や単調さを変えることはなかった。他のどんな出来事も、師が誠実に愛した友人たちの死を除いて、師の生涯に苦しみとはならなかった。

何の心配もなく、師は全生涯をその役割、つまり法律学の研究に捧げた。師はそれ以外に果たすべきことも、やりたいこともなかった。

師は結婚しようといささかも考えなかった。師は、自分はそのような勇氣はないし、そのような勇氣を持てる人はすばらしい、そのような状態になった人がその後の結果に思っていたすならば、きっと多くのことを背負い込まねばならないとも語っていた。

独身を貫くことが、時間を浪費せず、ひたすら研究に専念しそれだけが休息になる人物がとりうるおそらく最も賢明で最良なことである。こうした解決方法は、師をして普通人と異なるものとし、あらゆる邪悪から遠ざけ、興味の対象を制約することで、ほとんどあらゆる心配の種を取り除くこととなった。

このような利点を享受しえた人はポティエをおいてほかにはなかった。師は最大限それを享受することを欲し、ずっと家政を免れていると信じていた。この面での師の無関心は家長としての欠陥となりえたであろう。こうした欠陥は、それが生じた動機によって師の場合にはかなりのものとなった。師はもともと富にまったく執着がなかったし、まったくもって無関心であった。師にとって、氏は、その行動において、この点で、こうした感情の帰結、つまり無

関心だけしか認めなかったものであり、友人たちに対して自分の無関心さを嘆いたものであった。<sup>11</sup>

師は、一七四七年に市参審人職に任命された。この選出は思いもよらなかったことと言って差し支えないであろう。時間が貴重な人物が、他人でもはるかにすぐれて果たしうる役割に時間をさくべき理由があったであろうか。自分の財産のことでもすでにあまりにも面倒な人物に、町の財産を管理させなければならぬ理由があっただろうか。実際師はこの地位の役割をほとんど果たさなかった。

師は家政の細かなことにまったく向いていなかった。師は、財産とは、それについて勉強したり、意を用いたりすべきものとはあまり考えていなかった。幸いなことに、師の家人の中に、忠実な管理人がいて、師に最も大事な用事だけを求めて、師をわずらわせるまでもないことから解放してくれた。<sup>12</sup>

師は決して財産を殖やそうとはしなかった。師は、自分が受け取っただけの分をほぼそのまま残した。師は返済を受けるときでも、元金だけを戻してもらった。道路の整理のために師の家が取り壊されたことがあったが、師は同価値の別の家を購入した。師の無関心は、師の必要に十分以上の財産があったからではなく、本来的に師の性格から、つまり富裕になろうとすることへの実際上の無関心に起因する。富裕であれば、無関心でいられそうだが、実際には無関心ではおられないものである。

たとえ師がもつと裕福であったとしても、別の生き方をすることはなかったであろう。かりに師が大変な苦勞をいとわないのであれば、多くのものを捧げて、公的事業に関わったかもしれないが、もし自分の財産管理にもつと気を配ることがありえたとしても、それは、貧者のために節約するだけだったのではなからうか。師は自分の生活を切り詰めることによって彼らを保護することを選んだ。そのことによって財産が許す以上に、師は寛容でありえた。師は、

余剰分を配分してもそれで自分の義務を果たせたとは思わなかったものであり、自分の必要分をいっそう切り詰め、余剰分はまたそのおかげでいっそう大きくなった。師の健康を大事に思つて、師の家人がこの必要のために支出した額さえも、師は残念に思つた。そのようなこともあり、師のために給された食料品の金額を彼の目に触れないようにしなければならぬこともしばしばであった。救貧修道女会は、つねに資金源として師をあてにしていた。師は、その訪問を感謝しつつ、丁重にもてなした。師は彼女たちが施し物の受託者となることを好んだ。師は、施しを見識を持って行いたかつたし、それについては、彼女たちを信頼していたので、配分をめぐつて悩むことも、調査検討をすることもなかつたのである。

いかに多くの貧乏を隠している人々が安心して師のもとに彼らの生活費を求めてやつてきては、十分な救済を受けたことか、そしてその施しの方法や同情が費用を増大させたことか。師は、どれだけの子どもたちに、見習い中の賃金を払つてやることで、自活できるようにしてやつたことか。これも一種の施しであるが、その成果は、貧困を予防することであつたからである。一体何度、困つていふことを耳にただけで、遠く離れた田舎や人里離れた町に施し物を送らないことがあつたであろうか。

師は、秘密裏に、神のみぞ知る善行をいつただれだけ成し遂げたことか。ことに災禍の時代には、師の管理人が、日常の支出のために何がしかを残す算段をしなかつたなら、その収入の全部を消費してしまい、日々の必要に事欠くことになつたであろう。師は、慈善行為のための金銭を彼女から隠し、そのために彼女は師から生活費だけでも隠さなければならなかつた。師がどれだけの金額があるか知らなかつたし、彼女が頼めばいつでも鍵を渡したので、このことはたいした仕事ではなかつた。いくらかでもお金を見つけると、ひとにやつてしまうので、師の管理人は、そう

したことが過度にならぬようにする手段としては、生活必要品を取りそろえるのに借金をするといつて師を脅かすしかなかった。それだけは師が我慢できなかったからである。金庫がからになると、管理人はそれを補充しなければならなかった。それはなお管理人の仕事であった。彼女はどこに行けば金がもらえるかを考え、自分がそれを受け取れるよう、その受領証を師に作ってもらわなければならなかった。

多くの美德や善行にポティエ師の人生は埋め尽くされているが、こうした美德は根本的な慎み深さの下に包み隠されていた。そしてこの慎み深さは、世間から隠された以上に、ポティエ師自身、これが美德だとは思わなかった。そして、この慎み深さは、師の外面的な行為に満ちあふれていたもので、これこそが、師の美德の中で隠すのがもつとも困難なものであった。この慎み深さは、真の謙遜から生まれたものであり、これによつて師は實際他の誰よりも高みに登り、師のすばらしい天分を疑わせることもなく、誰にも師の天分は明らかだったのである。

同じく自分の名声や財産への無関心のゆえに、師はどちらをも求めることはなかった。かかる無関心ゆえに、師は富を殖やすために何もしたわけではないが、日々その名声を上げていくことになった。しかし、師は財産を殖やそうとしなかったのと同様に名声を得ようとしたわけではなかった。それは師の意図せざることであり、それにもかかわらず、師の名声は大きくなり、師にそれを認めさせることはできなかった。賛辞も、師には他人を傷つけることにならぬがゆえに耐え難いことであつた。賛辞が師にショックを与え、傷つけていることは、師の困惑や顔の表情から容易に見て取ることができた。

他人に対して寛容であり、思いやりを欠くことを恐れ、自分自身のために何も求めないことは、まさしく礼節の真の基本である。この礼節は、その帰結としての、師の慎み深さと同様、師にとつてまぎれもない真実であつた。師の

礼節は、人が容易に満足し、しばしば思つてもいないのにそのようなふりをするだけの上辺だけのものではなかった。師のそれは、とくに世間付き合いよりも本に親しむ人々にありがちな、学問への専心と世間離れによつて、知らず知らずのうち身につけてしまう付き合いにくさや厳しさとも無縁であつた。ポティエ師の態度は、こうしたことはまったく別であつた。惜しむらくは、師があまりに恥ずかしがり屋であつたことである。そのことは、師を他人との付き合いを臆病にし困惑させることになつた。社交儀礼から人の多いところに出席しなければならなかつたときには、まさにそうであつた。このようなときには、自分ではどうしようもなく、いつも友人の一人に付き添つてくれるよう頼んだのであるが、師はそのようにされることを自分への奉仕だと考えていた。

自然は、贈与を出し惜しみするものであり、贈り物を一人に集中させることはない。自然はポティエ師に外見的な資質を拒絶しながら、師に与えられたもの以上のものを望む者がいるだろうか。師の顔つきは、自然の恩恵をうかがわせるようなものは何もなかつた。師の身長は高かつたが、不恰好でがっしりした体格ではなかつた。歩くときは、師の身体は片側に傾き、その歩き方は独特でぎこちなかつた。座るときは、長すぎる足に困つて、足を組んで座つた。師の行動は何もかも普通とは違つてぎこちないものであつた。食卓では、たいていの場合肉を細かく切らなければならなかつた。火をかき立てようとすると、まずは膝座りをしたものの、そのあとはうまくいかなかつた。師の姿勢や風采の飾り気のなさは師の性格のよさをうかがわせえたが、師の精神の優越を示すものではなかつた。その判断のためには、名声によつて師を知るか、師のことを深く知らなければならぬ。つかの間の訪問だけでは、思い描いた理想を損なうことにしかならなかつた。しかし、師の目に宿る精神と快活さは師の洞察力の俊敏さを示すものであつた。しかし、それらは、会話を通じて師が関心を抱くようになってはじめて活発化した。

師は、風采や手際の悪さに対する冗談をもつねに快く許した。パリで、ローブ姿でコーヒーハウスの前を通ると、若者たちが出てきて指さしたものだど、愉快そうによく語ったものである。

ダゲッソー閣下は、ポティエ師に会って当時師が取り組んでいた著作について話し合うことを希望したが、そのダゲッソー閣下の招待で、師がパリに滞在したとき、大法官府を訪ねたのであるが、そこで、ダゲッソー閣下は不在であると言われた。師はその場を立ち去り、翌日には帰郷するつもりであった。もし友人が引き留めてくれなかったら、ラ・フォンテーヌがラ・フェルテ・ミロンへ妻に会いにパリから出かけ、彼が着いたときに丁度教会に行っていた彼女に会えずに戻ったというエピソードと同じことを繰り返したことであろう。おそらくこれら二人の人物の性格をいろいろなことと比較しうるであろう。翌日、師が再訪したときには、大法官閣下は、師が控えの間にいるとの知らせを聞いて出てきて、師を格別に歓待した。そのことは外見からしか判断しなかった人々には大きな驚きであった。

師は、人付き合いにおいて、穏和で愛想がよく、陽気で友人たちに心開いた。人間関係におけるその誠実な態度はまさに師の本領とするところであった。何ものも変えることのない心の平穏と一点の曇りもない平静さを享受した。人々は師の率直さを愛したが、それは大人物のまさに偉人然とした態度を緩和してくれるものだからである。

この師の率直さは、ときに特異な様相を呈することもあり、ときにまたそうでなかったりしたが、それは、こう言つてよければ、率直さとは対照的な、普通の見方と判断の仕方と比較して過度の理性のせいであった。というのは、たとえ最も理性的な人間であつてもたいていは世評に従うものである。それは、この世評が単純な理性に一致した偏見のないものであるかどうかにはよらない。そして、かくも純粹な理性に指導された判断しか持つていない人に出会うのはきわめてまれであり、その人の判断は必ず奇妙なものに見えるのである。

師は、対立や論争を好まなかったが、個人的には反対意見を不快に思うことはなく、誰かが自分と意見の違う他人を好まないことを不思議に思っていた。しかし、師が自分の意見に固執するのは、まさにそれが自分の意見だからという理由ではなく、それが正しいと師が考えたからであり、師の見識が問題を未解決のままにしておかなかったからである。<sup>13</sup> 師は、自分の意見を断固として守り、反対する自由を行使したが、師は、これを同様に他人にも認めた。師は、著者の見解を論じると同じように当代の人々を相手に議論したのであるが、真理の発見以外に何の関心も持たなかった。師は、権威だけを持ち出すことはなかった。というのは、権威なるものは、理性ではなく、より注意深く主題を議論し、師の理由付けに力と明確さを与えるための、二次的で補足的な理由付けでしかなかったからである。

それゆえ、師に異議申立を行い、師と論争することからは大きな成果が得られることになった。反論は、師の平穩を破らせ、問題を再考させ、あらゆる面から議論させ、反対の論拠を比較考量させ、自分の意見を師らしくがっちり<sup>14</sup>と精力的に固めさせることになった。

しかし、師が実際一つの問題あるいは一つの意見に関心をいだくときには（真実、正義、公共善への関心以外に師の心を動かす関心事があるか）、師の性格のやさしさや慎ましさ<sup>15</sup>が自分の意見をきわめて熱くそして激しく守ることを妨げることはなかった。もしかかる場合に師が激しい反対にあつたときには、師が自分の節度を忘れ、激昂し、反対にいらだつ姿が見られた。そのとき言葉は、どつとあふれ出し、その都度師が述べたかつたことを表すことができなかつた。説得したいという思いのあまり、師は、本来の才能であつた説得を果たせなかつた。不本意ながらも師が好まないような激しい言葉が出てくることもあつただろう。もちろんそれは悪意のない、熱意から出たものであつたはずである。だが、普段から、動機ではなく外見だけしか見ないような人から見れば、またこうした外見しか見ない理

性の持ち主で、見たものでしか判断しないような人から見れば、謝罪しなければならないようなものであろう。もし人がこの瞬間の師の姿を見たならば、優位を誇りたい、怨恨を抱かせやすい、他人に怨恨を抱かせることを気にかけない、頑固な人物と信じたことだろうし、こうした一時の見かけだけに基づいてまったく誤った判断を下したことであろう。師以上に純朴で、やさしく、平和の友であり、恨みから縁遠い人が誰あろうか。師は人を許すという機会を持たなかった。許しは侮辱を前提にするものであり、師は侮辱に対して恨みに左右されることはなかったからである。人が師に対して礼儀を欠くことがあつたとしても、師の心を苛立たせることはなかったであろうし、師に嫌悪の感情をもいだかせることもなかったであろう。師の理性も、宗教も嫌悪の念が心に宿ることを許さなかった。誰であろうと、師も嫌悪感を懐いたり、冷淡さをも懐いたりすることは同様に不可能なことであつたとまったくもって申し添えておく。

こうした機会に師が示した熱情と熱意と同じように、師は、儀式に関わるものであれ、仲間内の主張や利益に関わるものであれ、自分たち裁判官団に関わる問題を論じるときも利害には無関心で公平な態度をとつたのであつた。

このような考え方や身の律し方は、争うに値しないことを争うのを当然のように厭う師の性格の本質から生まれたものであつた。師は、他の人々も誰もが自分と同じように単純であり、外観にとらわれない卓越した理性に満たされ、外観にしかかかわらぬ事物の本質に属さないことには無関心だと考えていた。

師が聴衆に向かつて自らの意見を大声ではつきりと語つたのも、こうした考え方に、そして師の性格の素朴さに求めることができよう。弁護士が、自分の担当した事件について陳述しているうちに、師は、すでに申し立ての理由や反論を予想し、弁護人団が問題の所在を把握したときにはすでに自ら判断を下してしまつていた。あとはその事件の

攻防に耳を傾けるだけであった。もし事件があまり重要でなかった場合には、師は関心をほかに向けた。もし事件が師の関心を引いたなら、身振りで賛否を表明するのをとどめられなかった。ときには小声でそうささやくこともあった。ひとが自分の考えに至る前に師の意見を知ってしまうということもよくあることであった。

しかし、師は、裁判長となったときには、もつと自由に振る舞った。事件を迅速に処理しようとするのは、確かに賞賛されるべき望みでもあったが、それには限度もあった。師は、裁判官にとってふさわしく、当事者に対して負うべき忍耐を忘れてしまうこともあった。負けた方の当事者は、その言い分が聞き届けられなかった不服を申し立てることはできなかった。師が事件を担当すると、弁護士に事件を説明する機会や、他の裁判官たちにも聴聞の機会を与えなかった。たしかに、師が一人で判断し、自ら裁判所の権威を体现せんとしていることに疑問をいだく者は誰もなかった。師がほんとうのところ何を考えているかは誰もがよく知るところであり、師の取る態度から悪意を抱いたり、師自身に秘密の見返りを疑うことなど思いもよらぬことであった。しかし、師は迅速に職務を処理しなかったのである。もちろん師は、あまり重要でない事件でもさっさと処理することはできないと考えていたのであるが。もし弁護士が決定的な論点からはずれてしまったときには、師はただちに彼をそこに連れ戻した。しかし、弁護士がとる手段が間違っていたり、依拠すべき原理が誤っているときには、師は我慢を押しさえきれず、そうではないと介入して、正しい原理や申立事由を思い出させたりもした。<sup>14</sup> 弁論は、時には口答試験や一種の研究会のようになった。師の友人たちはときに師に異議を申し立て、師もそれを認めることもあったが、師は彼らの教師ではなかった。他の人物であれば、裁判長のこうした態度はまったくもって異例のことであつたらう。しかし、師はおおいに尊敬されるべき人であり、同時に誰からも尊敬されたのであり、師には何でも許されていることに不快の念を抱かせるには無縁であつた。

このような詳述は、この回顧の機会にそぐわないと考えられない。人びとは、偉人たちの些細な欠点を知りたいと思うものである。おそらくそのことで彼らが幾分でもわれわれに近づいてくれるように思われるからであり、またおそらくはこうした軽微な欠点は、すぐれた才能にはつきものことであり、そのあまりに当然の結果でしかないからでもある。こうした欠点は、師のような人物を描くのにむしろふさわしい。こうした性格の大きな特徴はまさしく肖像画を描くのに役立つのである。

それを果たすためには人生があまりにも短すぎる仕事を要求する学問において、主たる目標を犠牲にしてしか涵養できない他のいかなる興味によっても妨げられないことは、まさにすぐれた長所である。理解を深めたいという希望を拒絶できることも大きな長所である。人がそうすることができるときに備えているときには、ポティエ師は、法学学をおろそかにすることなく、それ以外の研究にも心ひかれたのであれば、例えば休暇の時間がそれに当てられたことであろう。<sup>15</sup> 師は、たしかに数学と文学を愛していた。師はすでにそれらについて多くの知識を蓄えていたし、さらにそれを増やそうともした。師はそれ以前幾何学を学んでいた。そしてこの学問は、精神の正確さを完全なものとするのに適していたし、たとえそうならないとしても明敏な頭脳にふさわしいものであった。師は同じく文学の才能を有しこれを愛好した。しかし、必要のために十分な基礎を修得したあとは、師は慰めのためであればその知識を増やすこともありえたかもしれないが、実際のところ、師はもはやそのような時間を持ち合わせなかった。

司法官在職中の一〇年ないし一二年の間より大きな時間を割いたのは宗教の研究であった。師は自らの信仰を明らかにし、そして敬虔を養おうとした。師の宗教への関心は、証明の知識に発し、愛と戒律の実践によって強化された内心の確信に基づいていた。師は新しい哲学者たちを軽蔑することしかできなかつた。師は彼らのことを怒りをもつ

てしか話せなかった。師は若者たちの不信仰の進行と誘惑、その結果である道德の荒廢を嘆いた。

われわれは師の人生の短さを嘆くものである。師が企図した多くの論考を実現するための時間を許されなかったことを嘆く。もし師が関係のない仕事に専念していたなら、われわれが有する仕事すべて出版されていただろうか。多くのさまざまな仕事を満足させるためには、師に与えられた時間を厳格に節約することによってでしかできなかった。師から奪われた時間を回復するためには、師の洞察力と才能をもつてするしかなかった。

師がその創造的な仕事に費やした思索と節度ある態度は、それほど珍しいことではないので、あまり称賛してすぎとはいけない。この仕事は、疑いもなくもつとも快適で満足感をもたらすものであり、他の仕事に優先させるというのはそれほど困難なことではない。学者というものは、やらされる仕事に耐えられず、できるだけそれを避けようとする。ポティエ師は、師の著作の公刊は、師が他に公のためになした他の多くの奉仕よりも永続性をもつ有意義な財産であることを、そして、こうした選択が他の義務を断念するための最も正しい弁明となることを容易に理解し得たであろう。

われわれも同様にそのように考え、今日において、師によってかくも立派に費やされながら、もはや何も残されていない多くの時間を残念に思う。しかし、師は、師の慎ましさが許す以上に、師の著作を重視するようなことを、考へることも、結果として行動することもできなかったのであろう。

そのうえ、師は、自身のすべての義務を調査させることを原則としていた。自分の娯樂のためには時間を惜しむことはあつても、有益なことには時間を注いだし、特定の仕事を優先させることもなかった。法廷にあつては、師を置いて勤勉であつた者はなかったし、授業を休むことなど決してなかった。師は書齋に戻ると、報告のために訴訟事案

を検証した。しばしばあまり必要でないこともあった訪問者たちに、忙しい人には稀なほどの忍耐をもって応対した。師の名声があがるにつれて増え続ける書簡に返事を書いた。師はいかに多くの訴訟を賢明なる助言によって救済した事か。いかに多くの家族関係を正し、その争いを収めた事か。大衆の信頼のゆえに、師は自らをして裁判所とならざるをえなかったのである。

師は、一日の相当の時間を仕事に当ており、<sup>16</sup>たいていは予定がつまっていたが、著作の執筆に当てる時間が全くなかったというわけではなかった。師は、仕事を終えるときに疲れることもなく、同じように容易に再び取りかかることができた。師はいつも疲れたから仕事を離れたわけではなかった。というのは、あらゆる点で良識ある態度は研究にまで及び、師は決して研究も過度にわたることはなかった。師の研究は深夜にまで及ぶことはなかった。七時の夕食はいつも一日の終わりであった。水曜日だけは例外で、その日の夕食は八時まで延長された。というのは、師はこの日に若い司法官や何人かの弁護士たちと会合を持ったため、師の弟子であったこと、そして師の弟子であり続けることは、彼らの誇りであった。この会合は中断することなく、四〇年以上にわたって続けられた。会合は最初ブレヴォ・ド・ラ・ジャンヌ氏の家で始まったが、彼の死後、ポティエ師が自宅で開くようになった。

このように忙しい生涯において、一七四八年に師が行ったルーアン及びル・アーヴルのきわめて短期の旅行が唯一師の規則正しい生活の自発的な中断であった。師はいつも海を見たいと思っていた。師は自然の風景に無関心だったわけではなかった。海の風景は、見慣れない眼にとっては、その無限の広さによって、まさに荘厳なものであった。海の光景は、それが境界を設けてその中に畏怖すべきものを閉じこめておくために海原を穿った者の偉大さを語る。ル・アーヴルからの帰りに、師はしばしパリのド・ギエンヌ氏宅に滞在したが、それは仕事と『学説彙纂』の刊行に

ついて相談するためであった。この旅行に誘っていただいたことは私の名誉とするところである。特別代行官リュイリエ氏 [Lhuillier, Antoine Francois, 生没年不詳] も同行した。私は当時法学部の一年生であり、この旅行は私にとって勉強の妨げとなることはなかった。私が持参した『法学提要』について、道中ポティエ氏が対話を通じて教えてくれたことは、私にとってまたとない手引きとなった。<sup>(18)</sup>

師がその大作の執筆に取りかかっていた間、この仕事が中断を蒙ることなく進められるように、部分的に他の仕事から身を引かざるをえなかった。師はまだ大学教授になつていなかった。

師は、夏のひとときをリュで過ごすこととしたが、そこで師は休息と孤独をえる機会をえた。<sup>(19)</sup>

一七五〇年に大学教授に就任して以後、師がこの地に赴いたのは休暇のときだけであった。最も忙しい人でも休みのとれるこの時期は、師が最も忙しく仕事をした時であった。というのは、師はぼんやりしていることができなかったからである。師がわれわれに残してくれた論文の大部分はこのリュの地で生まれたものである。師はずっとリュで馬を飼っていて、乗馬が好きだった。馬に乗った師の姿が鮮やかに思い起こされる。師の乗馬は決まって毎日曜日にサンタンドレ・ド・シャトーダン教会のミサに出かけたり、隣人たちや、何人か同僚たちを訪ねたのであったが、家をあけることはなかった。

オルレアンは、同時にその市民の中から二人を選んで、格別の栄誉を与えたが、この二人は、お互いを尊敬しあいつつ、三〇年にわたってリュの小さな屋敷で同居した。<sup>(20)</sup>

八八歳になられたピシャル氏 [Pichard, Simon-Jacques, 1686-1775] (サン・テニャン教会参事会員) は、自分より長生きすることを願った人物の死をいまだに嘆かれています、むしろ彼の友人の運命について、静かに公の損失とだけ

悲しんでおられる。ポティエ師の法律学についてと同様に、聖書についての深い学識をもって、彼は、純粹な敬虔さと有益な情報に裏打ちされた聖書についての学問的な注釈書の執筆に携わった。彼らの休息は、昼食後の一時間の散歩と夕食後の一時間の会話であった。ポティエ師にとって、朝食はそのときに友人と食卓をともにするにはあまりにも早すぎたからである。二人の友人たちの会話はきつと興味深いものであったと思われる。ポティエ師は、当然口数が少なかつたとはいえ、師の関心のあることが話題になったときはそうではなかつた。師は、ピシャル氏が、多くの文学や聖俗の学識について語る偉大な才能の持ち主であると心得ていた。ピシャル氏にとって最も親しみのある題材についての会話を維持するためには師もまたかなりの知識をもっていた。その領域は彼らの会話をなすためにはきわめて広大なものであった。しかし、師は、ピシャル氏とローマ法についても語る事ができたらと望んだ。師は『学説彙纂』について蕩々と語り、師の友人はそれを読まないわけにはいかなかつた。師がこの講義に満足したかは問うまでもないことである。

ポティエ師の名声は、その著作とともに必然的に広がっていった。師は、生前、学者が享受しうるすべての榮譽を得た。大衆の声は、師を、その世紀最大の、あえて言えば、デュムラン以来最大の法学者であると認めた。師はしばしばこの法学者と並べ称される。死を待つまでもなく、大衆の声は、師の判断に権威としての重みを与えた。重要な裁判所は、師の著作から引用するようになった。これこそ、法学者が受けることができる疑いの余地のない、最高の榮譽である。

こうした判断は、フランスにおいてはもとより、師が本国と同じように尊重された諸外国においても採用された。師の著作は、実際のところ、その有用性が特定の分野に限られたものではなかつた。法律学が認められ培われること

になるところではどこでも、ローマ法が教えられることになるところではどこでも、人が相互に契約を結び、その契約から生まれる問題を解決するための裁判原理を発見しなければならなくなるところではどこでも、ポティエ師の名が知られ、そして師の著作が研究され参照されることとなる。かくも著名な法律家の権威は、まさしく立法者の権威に匹敵する。あえて言えば、裁判に関する法律の権威に関わる限りでは、そして、誰にでも通用する不変的なこの裁判に関する法律が、法律を作る人間が好む変わりやすく気まぐれで恣意的な意思や規定に優越する限りでは、法律家の権威は立法者の権威に勝っているといえる。

もしポティエ師が、祖国の都市法ないし固有法だけを研究したのであれば、師の名声は同国内に限られたであろう。しかし、師はあらゆる時代、あらゆる場所にとつての法律家であつた。それゆえ師は、法律学が、あらゆる地位にながると言うことで大事に育まれるような国では、フランス以上に名声を得たのではなからうか。フランスでは、法律学が軽んじられ、地位は売買されるもので、一定の値を払えば法律学を勉強することもその知識も必要ないのである。そして、付け加えれば、ポティエ師は、その素朴さゆえに時代には受け入れなかつたとしても、その研究分野はその祖国にとつても無縁ではあり得ないのである。

もし師がドイツに生まれたとしたら、その地の王侯たちが、師を招き自らのもとに留めておくかを競つたことであろうし、師を自分たちのところに引き留められなかつた王侯たちは名誉や栄誉の称号を与えて師を讃えることを自らの名誉としたことであろう。師は、われわれのもとにあつて、最も普通の人として生きていたのであり、わずかな栄誉さえも受けることはなかつた。師は、そうした栄誉に値すると考えたり、それを望んだりすることはまったく無縁の人であつた。しかし、勲章を受ける人よりも、ささやかな功績にこれを授ければ、授けた人にとつてより名誉になる。

そうした勲章でも彼に授けることで、祖国はポティエ師に対する負債を払えたのに、そういったことを誰も考えなかったとは驚くべきことでもないのだろうか。

この著名な人物が、立法に関して諮問されたことがなく、また法改革のために師の才能が用いられなかったことも驚きである。師は立法顧問のような人物であったであろう。しかし、格別な運命により、然るべき人物が見出されるのは珍しくはないが、そのような人を適切な場で活かすことができるのはまれなことである。

かかる忘却に異議を申し立て、師の功績が正当に評価されていないことを嘆くことはわれわれのなすべきことではない。師は私たちのものであったし、全体の利益のために師が行えたかもしれないことを犠牲にして、われわれのためにその一身を捧げてくれた。たとえ司法官と大学教授としての働きが、そしてもしわれわれが絶え間なく師から得た多くの私的な便益が師の人生のすべてを占めなかったとしても、師の尽力がもたらしたものはすべての人々に役立つことであったことはいうまでもない。市民は誰もが師の助言を享受した。実際のところ、彼らのうちのいったい誰に、師がその叡智の救済を拒絶したことがあるか。よき人士たちは師を友人とみなした。貧しき人々も師を父として仰いだ。師の親切と優しさは師に対する人びとの尊敬と愛着をもたらしていた。誰しもが師の法律家たることを評価できたわけでない。しかし、心情こそはこの人物の最も本質的な部分であり、人びとはおそらくその最もすぐれた判断者である。

師の死もまたすべての人びとを悲しませた。大衆がつねに正しいとは限らない。大衆の前に示された功績は彼らの気分を害することもある。賞賛よりも非難が行われ、正当な評価がされなくなり、限定的であったり、いろいろな手加減が加えられたりして、亡くなったときに彼が受けるべき正しい評価が下されないこともある。しかし、ポティエ

師については何の非難もなかった。死は、何も付け加えることなく、その悲しみが確認された。これは可能な限り最高の賛辞であり、一点の曇りもない素晴らしい功績の完全な証明となった。

かけがえのない人の生涯がいかに長くありえたとしても、そうした人の死は、公益にとつてつねに早すぎる。ポティエ師の死は、七三歳という年齢そして師の規則正しい生活からすればさらなる長命が期待されただけに、なおさらのことである。全生涯がつねに死に向けての準備でないとすれば、師は自分の死を予想もしなかったであろう。師は加齢に伴う障害も老いによる衰えも、知的能力の減退も、身体の苦痛も、死が近づくことへの不安も経験したことはなかった。しかし、死はきわめて敬虔な生活をもつてしても免れなかった。

師はわずか六日間の病気で亡くなった。発熱は、重篤であったとはいえ、危険な兆候を示すものではなかった。三月一日、師はとても元気になり起き上がることもできた。人びとは師が危機を脱したと考えていたし、師も自分の状態について同じように考えていた。その日の夜、師は昏睡状態に陥り、三月二日に、神の目にも人びとの目にもかけがえのないその生涯を閉じた。

師の遺言はそれほど注目すべき条項を含んでいなかった。それはいくつかの報償的遺贈、敬虔遺贈、師の所蔵本のうち未所蔵のもの、の公共図書館への寄贈からなっていた。

師は埋葬について何ら指示しなかった。師の葬儀を取り仕切った人びとは、おそらく師の主要な徳目である謙虚の精神に沿うことを欲したのであろう。彼らは師を公共墓地の最も遠い一角に師を埋葬した。

市の吏員たちは、師がその一員であったということもあって、この過度の謙虚さを修正した。彼らは、祖国の名において師のために義務を果たすべく、隣接する壁の上に碑銘をはめこんだ大理石を設置させた。それにふさわしい記

念碑を建てるにはあまりふさわしくない場所で、彼らはそれ以上何をなしたであろうか。<sup>(21)</sup>

偉大な人びとは、生前からすでに祖国の榮譽であり誇りであった。彼らの墓はその祖国にふさわしい飾りとなる。祖国は、彼らの遺骸に対して、後々まで名譽を汚さない責任がある。

この偉大な人物を尊敬する一人の訪問者がオルレアンを訪れた機会に師に会い、帰ってから師に会ったことを自慢することができたらと考えた。彼がオルレアンを訪れたのは休暇中だったこともあって、彼はその機会をもつことができなかった。彼は大学の講義室を開けてもらい、せめて師がそれに座って教えた椅子を見ることは望めた。しかし、もし何人かの訪問者が師の墓に詣でたいと望んだとしても、彼らが果たして満足してくれると考えられるだろうか。

師を葬るべきは教会の中でなければならなかった。聖人にして尊敬されるべき人物の遺骸はそれ以外のどこに葬られるべきであったか。遺骸を安置するのに最もふさわしいのはいかなる教会か、大聖堂教会にか、全市民に共同の教会においてか、師がその傍らで生きた教会、師が敬虔な信仰の手本を示していた教会、日の出の前に毎日神の前に身を伏しに行った教会においてか。ルイー四世は、サン・ドニ大聖堂にド・チュレンヌ元帥 [Le Maréchal de Turenne, Henri de la Tour d'Auvergne, 1611-75] を葬らせることで自らの名譽を高めた。師がその中心に生き、その存在を通じてしばしば教化した教会参事会がただちにこの貴重な寄託物を受け入れたであろうことをわれわれは疑わない。当時師の墓の上に、皆に知らせるべくより立派な、後世に師の記録を伝えるのによりふさわしい、そしてこの厳かな教会の中で建築物の美しさが引きつける訪問者を満足させるによりふさわしい記念碑を建てることは容易なことであつたらう。今日なおそのようなことをなすことは不可能なことなのだろうか。こうした遺骸の移送に喝采を送らない市民がいたとしたら、そういう市民とは一体何者であろうか。もし時代や状況の厳しさが市の吏員たちをしてこの記念

碑のために彼らが望んだ金額を費やすことを許さなかったとしたら、相続人たちが、おそらく自らその義務を果たす名誉を熱望したことだろう。もしこうしたやり方が十分でなかったら、広く寄付を始めることもできようし、この偉大な人物を高く評価しない人びとは師の記憶を讃えるのに別に貢献しなくてもかまわないのである。了

【原注】

〔訳者注：p.xliiに二つ目の注1、p.xviiに二つ目の注9があるため、これらをそれぞれ、注10、11として組み込み、以下、通算の注番号に変更している。〕

(1) 以下に、大法官閣下からポティエ師宛の若干の書簡から抜萃しておくことはきわめて便宜であろう。これらは、書簡を収集していたド・ラ・ジャネス氏の書齋に残されていた。ドルレアン・ド・ヴィルシヨヴ氏 [M. d'Orleans-de-Villechavre, Pierre François, 1695-1774] は快く私にそれらの書簡を教えてくれた。これらの書簡は同時に大法官閣下の造詣の広さ、著者に対する尊敬、著者がその実現を心に期した作品についていただいた理念を伺わせてくれる。ダゲッソー閣下のような人物による称賛こそ最高の頌辞といえる。

第一書簡は見つかっていない。以下は第二書簡である。

「私は、『弁済について』と題する貴下の著作を受け取りました。そして、企図するだけでも称賛に値し、きわめて困難にもかかわらずそれを見事に果たされた著作にふさわしく、熟読するために休暇の最初の時期をあてたいと存じます。私は貴下の著作に付した私の考えを伝えることを喜びとします。貴下がいつの日か徹宵の成果を世の人々に役立てることができるようにと考えるからです。」一七三六年二月七日。

第三書簡……「私は、ローマ法学について貴下が企図され、そしてみごとに進捗せられたお仕事ぶりを拝見しておおいに

満足を覚えました。そこに認められる秩序、明晰性、精確性は、その企図が称賛されるべきであるのと同じく、その著作を有用たらしめます。ほぼ完成の域に達しているように私には思われます。私がご著作を読みながら行った若干の考察は、その目的に沿うものであると思います。この件について書簡をしたためるにはあまりにも長くなりますので、私の考えを率直にお伝えするために、貴下とお話しする機会を得られればありがたく存じます。休暇期間も近づいております。もし貴下がパリに來られ数日過ごされるような意向があれば、貴下のような才気の人士と知己を結ぶことができ、そして私の考えを貴下にお伝えできれば非常にうれしく存じます。しかし、もしこちらの方に來られる理由がほかになれば、こちらに來れる時期を前もってお知らせいただければ有り難く存じます。そうすれば貴下にとってご都合のよい時に、私の方で時間があるかないか貴下にお知らせすることができます。貴下が休暇を有意義にお使いいただくために、私が貴下に抱いている敬意の証として、貴下の時間を無駄せぬよう努めたいと思っております。」一七三六年九月八日。

ポティエ師は、この書簡に応じてパリに赴き、大法官閣下と話し合い、その機会に閣下は師に九月二四日に著書の完成のための見解を記した書面を手渡した。ポティエ師は、実際これを役立てたように思われる。大法官閣下はこの小さな覚書をウイゲリウスの仕事と、ポティエ師の構想を比較し、後者の方がすぐれているとして締めくくっている。大法官閣下が語るところは以下の通りである。

「ウイゲリウスの著作は、ポティエ氏のものと同様に極めて近い考え方を持っており、ポティエ氏にとつてきわめて有益なものとなりえます。ポティエ氏の構想にはよりすぐれた点、より有益な点がいくつもあります。というのは、ポティエ氏は、法律用語だけを用い、法文をそのまま提示しており、これに對して、ウイゲリウス氏の方は、法学者たちの表現に拘泥せず、ほとんどつねに自分勝手に記して、原則を借用する法文だけを引用して満足しているからです。」

ポティエ師は、しばしばその著作の抜萃をダゲッソー閣下に送り、師の仕事の進行を報告していた。このことは、これに関する返書にうかがえる。

「……私は、貴下が、すでに成し遂げられたお仕事の部分と同じく、巨大で困難な仕事に取り組みつづけておられる忍耐力に敬意を表します。貴下がお送り下さった最新の論稿について長くお返事も差し上げず申し訳なく思っております。貴下の

お仕事について手紙を書くいとまもなかったということもありますが、貴下のお仕事にはおおいに満足いたしておりましたので、貴下にはご自身のお仕事をどんどん進めていただく方がむしろよかったと思っております。お仕事についてご指摘申し上げるのは、貴下が著作全体の改訂にあたられるときの方がふさわしいと思われるからです。貴下を手助けして貴下の苦勞を減じてくれる助手をお持ちになることが願わしいことのように思われます。……貴下には、ときどき貴下のお仕事がどのような状況かお知らせいただけるとうれしく存じます。」一七三九年一月一日。

「貴下が企図された大作の進行状況を知らせるお手紙をいただきながら、お返事申し上げる時間を見出せずにおりました。貴下がお仕事にうまずたゆまず精勵努力されておられることを喜ばしく存じます。貴下が各章の冒頭におこうとされている梗概は、若い人びとにとっておおいに役立つものとなりましょう。それらは、市民法學全体の基礎となると思われます。貴下がすでに成し遂げられたものをさらに完全なものとしたらというご意図からして、何よりも貴下の役に立つものとなることでしょう。その筆記のために貴下を手助けしてくれるどなたかをお探しになることがまことに肝要かと存じます。……貴下がそのお仕事に捧げておられる精勵と根氣を稱賛しすぎるといふことはありませんし、私が貴下をいかに尊敬しているかは言葉につくせません。」一七四〇年八月二三日。

「……貴下のご著作の写しを作成するのに必要な経費がどのくらいになるか、ご遠慮なく私にお伝え下さい。」一七四一年六月一〇日。

ポティエ師は、一七四二年にパリを訪れている。このことは次の書簡にうかがえる。「私は、貴下の最初の論稿をダルジャノン氏 [M.d'Argenson, Marc-Pierre, comte, 1696-1764] の手に託しました。氏は、私と同様、貴下がたゆまぬ努力をもつてほぼ完成された大作の出版のために貴下が必要とされるであろう便宜を取りはからってくれらるつもりでおられます。氏は明日そのことを私のところに伝えられることになっています。もし水曜日の朝パリの拙宅にお越しいただけるのであれば、もっと詳しいお返事をお伝えすることができると存じます。」一七四二年三月二日。

ポティエ師は、一七四四年に出版案内を配布したが、この件で大法官閣下から次のような書簡を受け取っている。「貴下が取り組んでおられた大作に関してお送りいただいた出版案内を受けとり、嬉しく思っております。その計画そして、

私が拝見したさまざまな論稿にいかにも同感を覚えたかは貴下にはおわかりのことと存じます。貴下が印刷させた最後の論稿は、貴下のお仕事のためになることを私に思いつかせました。印刷と活字の形は私には好ましいように思われます。……私は、ただちにできるだけ多くの予約がなされるよう、『ル・ジュールナル・デ・サヴァン』誌上でそのことを伝えたいと存じます。読者の熱意は著作の価値とつねに一致するものでありますので、予約申込にはそれほど時間はかからないことでしょう。』一七四四年二月六日。

「……貴下が長く取り組んでこられた大作の仕上げの印刷で、今年も例年と同じくお忙しいことを存じます。出版のあかつきには広く好意をもって受けいれられることでしょう。『言葉の意味について』及び『古法のさまざまレグラエについて』の二章が貴下におかれて完結されておられ、当方にお送りいただくか、パリにお越しの折にご持参いただければ有り難く存じます。というのは、この二章に関して少し考えていることがあり、もし貴下がまだお仕事を終えておられなければ、完全を期するために立てることもあろうかと考えているからです。』一七四五年一月一〇日。

(2) アウグストゥスの時代に至るまでの共和政の時代に制定された個別の法律及び平民会議決の数はそれほど増大することはなかった。

(3) 「法学者の解釈、または法廷での論争を通じて導入された法」。

(4) ポティエ師が、これらの二章の序言でこの著作について語ったことは以下の通りである。「もとより、各章において、トリボニアヌスが、無関心によって又は簡単のために多くのことを無視し或いは省略したのに対して、われわれは、熱心な読者のために配慮して、どちらの章にも、(他の所からできるだけ多くの概念とレグラエを補充して)すべての法の附録を付け加えることとしたい。それを読むことによっていわば容易にそして簡単な仕方で、或いは、頻出する言葉に関して、或いは何らかの簡単な文章によって表現されうる事柄に関して、いっさい不明なことが解消されうることになる。」

(5) 計画の当初以来、大法官閣下はポティエ師にこれら二つの章の材料を準備するよう勧めた。一七三六年に大法官がポティエ師に手渡した書面には、この件に関する指摘が含まれている。

「各章を個別に研究するにあたり、要約するような仕方、一、法律用語を定義する法文、二、各章の法文の中に見出され

る一般的なレグラエを抜萃することが必要となろう。かかる研究は、今に至るまで、誰によってもまったく果たされたことはなかった。すべての章についてこのことを根気よく注意深く行つたあかつきには、それでもって一方で「言葉の意味について」と他方で「法のレグラエについて」という全般的な二つの章を構成するために、先に指摘した二点に関して各章に見出されるすべてのものを収集することになろう。『学説彙纂』のこれら二つの章に見出されるものよりもすぐれたものとなろう。『ローマ法大全』の二つの章の順序に従うよりも、それぞれにより自然で完全な配列を与えることが必要ではないかと存じます。」

(6) このことは、一七四五年四月二〇日付の大法官の書簡に確認される。

「お返事申し上げなければと思ひながら、貴下が従事されておられる大きなお仕事に関して、去る一月二三日にお送りいただいた書簡にお返事申し上げる機会を得ることができませんでした。時間が少し自由になりましたので、「法のレグラエについて」及び「言葉の意味について」の章に収められるべき準則を集めそして配列するために貴下がお立てになった計画に一般的に私が賛成であることをまずお伝えしておきたい。しかし、貴下は、それらを、貴下の学説彙纂が順番に公表されたのちにはじめてこれとは切り離れた別の著作とするおつもりのように私には思われるのですが、そのようなお考えには私は賛成しかねるところです。このような計画には二点不都合なことがあると考えます。

第一に、当該の二つの章、貴信によれば貴下の大作の中に含まれることになる二つの章はきわめて表層的かつきわめて不完全なものにしかならないであろうということである。というのは、貴下のお考えを鑑みますと、両章は、先行するすべてのいかなる章にも貴下が置きえなかつた準則だけを含むことになってしまい、それでは、一種の残滓にしかならず、これらの章が読者になしあるいは期待させる約束に何も答えることにはならないからである。

第二の不都合は、ローマ法学の研究に関心を有する人びとが一つのこと二冊の本を持つことになり、彼らが一冊の中に見出すべきことをしばしば二冊の中に求めねばならないことになるからである。

一方で、そのすべての箇所ずつねに斉しく完全に果たされねばならないからであり、他方で、それらの章を利用する者たちの容易さと便利さを考慮することが正しいからでもあるが、法のレグラエ及び言葉の意味について貴下が意図されておら

れるより拡大された二つの章を別の機会に延期するのではなくて、それらを印刷中の著作の中にただちに組み入れることがきわめて適切なことであると私は考えます。貴下はすでにおそらくすべての材料を収集されておられるでしょうから、貴下が私に伝えてくれた、そして、きわめてすぐれた配列に組み入れるために、貴下はそれほど多くの時間を必要とはしないでしよう。たとえそうしたことが貴下の著作の出版を遅らせることになろうとも、完全な作品をもつという有利さによって、誰しもが十分に報いられるであろうし、そのなかに、一種の補遺を待つまでもなく、望みうるすべてを見出しうるであろう。それによつて貴下は名声に關しても同様に得ることになろうが、そのことで当該の二つの章は多くの寄与をなしうる。というのは、両章がおそらく玄人衆の何よりも注目の的となり、彼らはそれによつて貴下の方法の価値と有益さをただちに判断することになろうからである。」

「この二つの章を研究されるにあつて、貴下が、ジャック・ゴドフロワ [Jacques Godefroy, 1587-1652] が「法のレグラエについて」の章に關してなした学識ある著作やトゥールズ高等法院の証人尋問部長であり、フランスが生んだ最も卓越した法律家の一人でもあつたペトルス・ファベル [Petrus Faber, 1506-46] の著作をあまり活用されて来られず、なお活用されておられないと存じます。貴下がおそらく熟知されておられるであろう他の何人かの著者たちのこと、ことに法の一般的な準則に關して多くの手がかりを与えてくれるジャン・ドマ [Jean Domat, 1625-1696] のことは申し上げません。」

「言葉の意味について」の章について貴下が立てた計画について貴信では私に語られることはありませんでした。しかし、貴下がこの章を独立してより拡大したかたちで公表する心づもりであるとき、ブリソン [Brisson, Barnabé, 1531-1591] やカルヴァン [Calvin, Jean, 1550-1614, Johannes Kah] のような辞書や法律辞典へと戻るのではなく、この章の一般的な精神に従い、法文自体によつて与えられた言葉、つまり法の原則ないし準則、あるいはテキスト解釈の方法を含み、あるいはこれを示唆する説明の中にそれを組み入れることをお考えのことと推察しております。」

「以上が、最近の貴信を拝読して考えたことのあらましです。貴下におかれては、これらのことを、私が貴下のお仕事を非常に重視し、そして尊敬申し上げていることの新しい証とお考えいただければと存じます。」

(7) 私は、この時期ほぼ二年間をド・ギエンヌ氏と一緒に過ごす機会を得たが、私は、彼がその最良の一〇年間に課せられた

仕事にいかんが尽力し精確にこなしたかを知った。その結果裁判所での仕事を完全に失ってしまうことになったのではあったが。彼は、ポティエ師と同様に宗教心に篤く、独身であった。それほど裕福ではなく、この世の富とは無縁の存在であった。彼は、こうした企図が神の命じられた使命であると言っていた。その使命が彼にとっていかに高くついたとしても、熱心にそしてきわめて丁寧なそれを果たした。

(8) プレヴォ・ド・ラ・ジャネス氏に、『フランス法学原理』[Principes de la Jurisprudence Française, suivant l'ordre des actions]と題する著作がある。同書は死後によく出版された。その方法と精確さは彼の性格そのものであるといえよう。彼の書きぶりは、きわめて端正でかつ優雅であった。

(9) これは、増補第四版として再版された。

(10) 一七六二年に、師は、『売買契約概論』[Le Traité du Contrat de Vente]、『買戻概論』、『売買契約概論補論として』[Le Traité des Retraits, pour servir d'Appendice au Traité du Contrat de Vente]を出版した。全体は良心の法廷及び外面の法廷の原則に基づいて論じられている。このことは同様に他の論考においても見られる。

一七六三年には、『定期金設定契約概論』[Le Traité du Contrat de Constitution de Rente]、『為替契約並びに為替書面及び為替手形その他手形による取引概論』[Le Traité du Contrat de Change; de la négociation qui se fait par les Lettres de Change; de Billets de Change & autre Billet de Commerce]。

一七六四年には、『賃貸借契約概論』[Le Traité du Contrat de Louage, et de Bail à Rente]。

一七六五年には、『賃貸借契約概論補論』或いは海上貸借契約概論』[Supplément au Traité du Contrat de Louage, ou Traité des Contrats de Louage maritime]、『組合契約概論』二つ補論』その一 組合契約なしに成立する団体より生じる債務関係に関して』その二 相隣関係に由来する債務に関して』論じられる』[Le Traité de Société, avec deux Appendices, dans l'un desquels on traite des obligations qui naissent du voisinage]及び『家畜賃貸借契約』[Le Traité des Cheptels]。

一七六六年から一七六七年にかけて、『無償契約概論』[Traité des Contrats de Bienfaisance]、『使用貸借概論』[Le Traité du Prêt à usage]、『容假占有概論』[Le Traité du Précaire]、『消費貸借概論』[Le Traité du Prêt de Consommation]、『寄託概

論』[*Le Traité du Depot*]、『委任概論』[*Le Traité du Mandat*]。『準事務管理概論』[*Le Traité du Quasi-Contrat Negotiorum gestorum*]、『担保契約概論』[*Le Traité du Nantissement*]、『射倖契約概論』[*Le Traité des Contrats Aléatoires*]、『保険契約概論』[*Le Traité d'Assurance*]、『冒險貸借契約概論』[*Le Traité du Prêt à la grosse aventure*]及び『博戲概論』[*Le Traité du Jeu*]。

一七六八年には、『婚姻契約概論』[*Le Traité du Contrat de Marriage*]。

一七六九年には、『夫婦財産共通制概論』[*Le Traité de la Communauté*]。

一七七〇年には、『寡婦資産概論』[*Le Traité du Douaire*]、『居住權概論』[*Le Traité du Droit d'Habitation*]、『夫婦間贈与概論』[*Le Traité des Donations entre mari & femme*]及び『相互贈与概論』付、デュノワ慣習法第一七条解釈』[*Le Traité du Don mutuel, auquel est ajoutée l'interprétation de l'Article LXVIII de la Coutumes de Dunois*]。

一七七一年から一七七二年にかけて、『所有權概論』[*Le Traité du Domaine de Propriété*]及び『占有權概論』[*Le Traité du Droit de Possession*]。

(11) 師は、ある公証人に投資のために一五〇〇リールを預けた。公証人はある投資先を見つけ、師がこれに同意したので、契約に署名させた。六か月後、公証人は師のもとに執行謄本を持参する。師は、何のことかさっぱりわからなかった。師は、このような貸付をしたのは自分ではない、そんなお金を出したこともない、と主張した。公証人はただちに師の署名を本人に示さなければならなかった。

師はどうすべきかまるでわからなかったし、どうなっているのかもわからなかった。この同じ公証人は、何人かの個人―ポティエ師もその一人であったが―の共同賃料を受け取っていた。ある日、ポティエ師が請求を怠っていたが、師に支払われるべきであった六年分の家賃を持参した。ポティエ師は、それを受け取りたくなかった。師は、そのようなことが自分にふさわしくないと考えた。少なくとも師は公証人とのあいだで示談にしようとした。半分を受領して、全額分の領収証を渡すことを申し出た。公証人はその収支と会計にきちつとしていた。そこで彼は師に全額を受け取らせるために立腹しなければならなかった。

(12) 師の家政管理人の名前は、テレーズ・ジャヴォワ [Thérèse Javoil] といつた。彼女は、一七二〇年以來、師の世話をした。この偉大な人物に関することは知るに値する。そして、もしこのささやかな文章が、これが添付された著作集のおかげで後世に伝わることをあるとすれば、この忠実な家政管理人の名前に言及することは許されよう。

彼女は、師をととも愛していて、師の健康のことを最もよく気遣つた。誰しも彼女に恩恵を蒙っている。主人の身体の調子が悪いにもかかわらず、師が執拗に仕事をしようとしたときには、大御心から法律書をすべて燃やしてしまいかねなかつた。長い間、彼女は一年中、ポティエ師の友人の一人とともに蔵書の整理に苦勞した。晩年、彼女は蔵書の整理を断念したので、蔵書は乱雑さをきわめ、二冊の本を揃えるのもやつとのことであつた。

ポティエ師は、彼女に全幅の信頼をおいていた。師は、彼女には内緒で寄附をしていた。彼女は、主人の家事全般を完全にこなしていたが、その大部分は師にかかわることであつた。何かをしてもらうためには、彼女の機嫌をとらねばならなかつた。彼女なくしては、ポティエ師が私によく注いでくれた友情だけでは、おそらく、師の自画像を描いてもらうためには十分ではなかつたであろう。師は、自画像を決して公表しないこと、亡くなるまでは田舎に置いておくという条件でようやく、そのことに同意してくれた。そして、私はその約束を守つた。

テレーズは、この善良で純朴な人物を支配することなど苦にもならなかつた。彼女はそうすることが必要であり、最善のことであり、師を子どものように支配しなければならぬと考へていた。師は、いわば家事のこまごましたことには子ども同然だつた。何を着たらよいのか尋ねるまでもなかつた。テレーズは、師の意見を聞かず、師のために師が必要とするものを購つた。主人の新しい衣装をみた人びとが、彼女によくと挨拶を聞いて、師はそのことを理解したのであつた。こうした些事をとりあげることをお許しいただきたい。しかし、こうしたことは師のことを描くのに役立つことである。

(13) 師は、ある見解について、自分の過ちによつてか、あるいは問題を適切に把握できていないために、誤っているのではないかと考えた時にはもう一度自分の議論をたどつて、あらためて検討し、別の説明を求めた。

(14) 被告側弁護士が意見陳述を行ったときに、しばしば師は簡単に原告側の主張理由を説明して、こう述べたものである、「某先生、相手方の言い分はこうです、貴兄が応答すべきはこの主張に対してだけです。」と。

(15) すべての芸術の中で、師が愛したのは音楽だけであった。しかしそれは感覚的なものであって、音楽についてそれほど知識をもっていたわけではなかった。師は、神に近づけることだけを求めていた。音楽を愛したといっても音楽隊が神の讃歌を歌ったときだけであったが、それは言葉の意味をよく明らかにしてくれたからであった。当時、師は感受性に鋭く、顔面の動きや、身振りによっても、師の感じた印象を外に表すことを留め得なかった。

もし師の仕事が師に許すことがあったとしたら、大聖堂のあらゆるミサに列席したことであろう。讃美歌を歌うことは師にとつて喜びであり好ましいことであつたからである。師は全身全霊を込めて聖歌を歌い上げた。師は無我夢中で聖歌を歌つたというか、むしろ師なりのやり方での朗唱であつた。師の声は、耳にするなかで最も音程がはずれていたからである。

(16) 師は五時に起きて、大聖堂で朝課の間に語られるミサに出かけ、その一部を聞いた。六時に朝食。その後、昼食か法廷のときまで仕事。正午に昼食、一時半に講義、その後書斎に戻つて夕方まで過ごす。師が誰か答礼の訪問をするときには、通常日曜日の晩課の前か、木曜日を選んだ。通常七時に夕食、夕食後は仕事をするとはなかった。九時に就寝、ただちに眠りについた。師はコーヒーを愛好しが、飲み過ぎることはなかった。師は、しばしばコーヒーが一〇時まで眠りを妨げることがあつたと述懐していた。単純な計算から、一時間の眠りは一杯のコーヒーにまさるとのことであつた。

(17) 師は自宅では隠れるようなことはしないほどの心遣いをした。仕事でまったく手ふさがりになり、遊んではいられないときには、隣の友人宅に仕事に出かけた。

(18) 私たちは、道中、ラテン語で語り合つた。四輪馬車に乗つた人びとは、師の異様な姿を見て、師のことを、私の家庭教師であるアイルランド人と看做したものである。ル・アーヴルにおいて、ある人が師に魚を食べたいかと聞いたところ（それは日曜日のことだつたが）、師は、日曜日に肉抜きのお食事をするほど、愚かではないと答えた。二人の旅の連れは別のことを考えていた。

(19) 師は、一七三〇年にシャトーダンから四キロメートルほど離れたリュ・アン・ボースに小農園を求めた。そこには安価で、師の人柄と同じく素朴で慎ましやかな小さな屋敷があつた。それはまさに学者の家であつた。庭は小さく、他のすべてと同じく古くさく、土地はとてもやせていた。小さな花壇は、色あせて大きないちいに覆われていたが、師はこのいちいを嘆賞し榮

しんだ。茨の並木道が花壇を囲っていた。私は師にいつか、もう少し離れたところに家を求めたなら、よい土地を見つけ、快適な庭を持てるのではと尋ねたところ、師はこう答えたものである。「ここでも庭を楽しむには十分だ、別の土地は田舎っぽいし、この地は散歩にうってつけだ」と。

しかし、師は、美しい田舎と美しい風景を快適に感じた。私は、しばしば木曜日、師を書斎から解放し楽しい一日を過ごすために、オルレアンに師を迎えに行った。何よりも私たちはオリヴェの別荘の中を散策したものだ。師は立ちつくして、まるで風景の美しさに恍惚としたかのようなであった。そこから立ち去るにあたって、ようやく私にこういった。「この地上には永遠の都はあらず」と。

(20) にもかかわらず、私は、ある日師に、無理やりわが家に泊まってもらったことがあった。師はわが家に食事に来られた。突然激しい雨になり、私はとても帰したいと思わなかった。しかし、師はこれを拒絶したが、その理由の一つが、テレーズを心配させることを怖れていることにあることがわかれた。この障害は取り除かれた。いつも主人のあとに徒歩で付いていた召使いのセザールが馬でリュへ戻り、主人が雨でずぶれにならぬようその日のうちに帰宅しないと約束したことをテレーズに伝えさせた。私は師の習慣を邪魔しようなどとはまったく思わなかった。わが客人は九時一五分に眠りににつかれたのであった。

私は、師がカードゲームのピケのことを覚えているかどうか知りたかった。師はかつて、教会参事会員で、一七二九年に亡くなった師の伯父と毎晩そのゲームをして楽しんだ。そのゲームは師には大変退屈で、寝るために負け続けたほどだった。師はそれ以来このゲームをしたことがなかった。師はルールを完全に覚えていて、カード遣いだけはへたではなかった。

(21) ポティエ師が埋葬された大墓地に設置された墓碑銘

ロベール・ジョゼフ・ポティエ師、  
ここに眠る。

法の知識により、真摯な研究により、  
著作により、助言により、

精神の誠実さにより、性向の純朴さにより、  
生活の高潔さにより、  
卓越したる人。

すべての高潔なる市民に、  
学問に熱心な若者たちに、  
何よりも貧しき人びとに、  
彼らのために師は自ら清貧に生き、  
自らの永遠の希望を  
残した

再び取り返された救済の年 一七七二年に  
享年 七三

市長及び造営官は  
市と自らの名において  
建立せり

\*本稿は、二〇一三年度～二〇一六年度科学研究費基盤研究(C)「ローマ法におけるレグラエの研究」研究課題番号 2538013 の研究成果の一部である。訳稿の作成にあたり、波多野敏教授より多くのご指摘とご助言をいただき、不明の点をただすことができた。もとより文責はすべて訳者の負うものであるが、教授のご助力に対して、この場を借りて心より御礼申し上げます。